

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2658号

平成27年 3 月27日金曜日 第2658号

◇目次◇規則

770		
愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則		
愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則		
愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則		,
愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則		,
愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則		(労政雇用課) 249
告 示		
医療機関の指定		(保健福祉課) 250
施析機関の指定		, ,
指定医療機関の廃止の届出		(") 251
指定医療機関の再開の届出		•
介護機関(居宅介護事業者)の指定		,
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更		,
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更		,
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更		,
指定介護機関(介護予防事業者)の変更		•
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更		,
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出		
知事指定薬物の指定		,
大規模小売店舗の新設の届出の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)		
農用地利用配分計画の認可申請		•
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(4件)	(, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示(2件)		***************************************
港湾施設の概要		
公有水面埋立工事のしゅん功認可		(12.0.01
基本測量の終了の通知		(道路維持課)257
ニーパー・ペーター 県立都市公園の区域の変更		
道路の区域変更(県道東予玉川線)		· · · · — · · · · · · · ·
道路の供用開始(")	,	") 258
道路の供用開始(県道大三島環状線)	-	") 258
道路の区域変更(県道六軒家石手線)	•	,
道路の区域変更(県道興居島循環線)		(
道路の供用開始(")		
道路の供用開始(県道和気衣山線)		
開発行為に関する工事の完了		
道路の区域変更(県道滑床松野線)		
道路の供用開始(")		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
指定道路の指定		•
道路の供用開始(県道串内子線)		
道路の区域変更(県道城川梼原線)		
道路の供用開始(県道城川梼原線)		") 261
) 201
公告		
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告	(男	女参画・県民協働課)… 261
監 査 公 表		
監査結果に基づく措置の公表		(監査事務局) 261
		(<u>ш</u> д <i>тэл</i> іч) 201
教育委員会規則		
愛媛県教育職員の免許に関する規則等の一部を改正する規則		(義務教育課) 267

教育委員会告示

was and a			
愛媛県指定有形文化財の指定の解除、愛媛県指定無形文化財の保持者の追加認定及び愛媛県指定天然記念物の指定		(文化財保護課)) 269
人事委員会規則			
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局) 270
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(") 270
管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 283
初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	(") 287
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	(") 287
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	(") 289
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 290
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 291
管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 293
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則	(") 294
公営企業管理規程			
或每周人类财品。从上证明于1947年, 如于1777年,2017年17	, ,, <u>,,,</u>	A *** *** TITE III W 75 ***	200

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程......(公営企業管理局総務課)... 296

規 則

○愛媛県規則第5号

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(カドミウム等の物質)	(カドミウム等の物質)
第6条 条例第2条第7項第1号の規則で定める物質は、次に掲げ	第6条 条例第2条第7項第1号の規則で定める物質は、次に掲げ
る物質とする。	る物質とする。
(1)~(7) 省略	(1)~(7) 省略
(8) 弗素及びその化合物	
(水素イオン濃度等の項目)	(水素イオン濃度等の項目)
第7条 条例第2条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げ	第7条 条例第2条第7項第2号の規則で定める項目は、次に掲げ
る項目とする。	る項目とする。
(1)~(10) 省略	(1) ~ (10) 省略
	(<u>11</u>) 弗素含有量
(11) 省略	(12) 省略
<u>(12)</u> 省略	<u>(13)</u> 省略
別表第11 (第22条関係)	別表第11 (第22条関係)
健康項目に係る排水基準	健康項目に係る排水基準

1	カドミウム及びその化合物	1 リツトルにつきカ
		ドミウム <u>0 .03ミリグ</u>
		<u>ラム</u>
2 · 3		
省略		
4	鉛及びその化合物	1 リツトルにつき鉛
		<u>0 .1ミリグラム</u>
5 省略		
6	砒素及びその化合物	1 リツトルにつき砒
		素 <u>0 .1ミリグラム</u>

	E 201 2 11 13 12	- '
1	カドミウム及びその化合物	1 リツトルにつきカ
		ドミウム <u>0 .1ミリグ</u>
		<u> 5 </u>
2 · 3		
省略		
4	鉛及びその化合物	1 リツトルにつき鉛
		1ミリグラム
5 省略		
6	砒素及びその化合物	1 リツトルにつき砒
		素 <u>0.5ミリグラム</u>

7	水銀及びアルキル水銀その	1 リットルにつき水
	他の水銀化合物	<u>銀0 .005ミリグラム</u>
8 省略		
9	弗素及びその化合物	海域以外の公共用水
		域に排出されるもの
		1リットルにつき第
		素 8 ミリグラム
		海域に排出されるも
		の 1 リットルにつき
		弗素15ミリグラム
備考 省略	<u></u>	

別表第12(第22条関係)

環境項目に係る排水基準

1~8		
9	亜鉛含有量	2
	(単位1リツトルにつき	
	ミリグラム)	
10 ~ 12		
省略		
13 省略		
<u>14</u> 省略		
備考 省略	<u> </u>	

	7	水銀及びアルキル水銀その	水銀につき検出され
		他の水銀化合物	ないこと。
8	省略		
備者	考 省略	<u> </u>	

別表第12

環境項目に係る排水基準

1 ~ 8		
省略		
9	亜鉛含有量	<u>5</u>
	(単位1リツトルにつき	
	ミリグラム)	
10 ~ 12		
省略		
<u>13</u>	弗素含有量	<u>15</u>
	(単位1リツトルにつき	
	<u>ミリグラム)</u>	
14 省略		
15 省略		
備考 省略	<u> </u>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる有害物質の種類についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)第34条第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態に係る同項の排水基準(以下「排水基準」という。)は、当分の間、改正後の愛媛県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第11の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとする。

有害物質の種類	業種			許	容	限	度	₹	
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	1 IJ ·	ット	ルにつ	きカド	ミウ	0. 0 ك	8ミリク	ラム
	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	1 IJ ·	ット	ルにつ	きカド	ミウ	0. 0 ك	9ミリク	ラム
	非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)								
	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	1 IJ ·	ット	ルにつ	きカド	ミウ	ム 0 .1	ミリグ	ラム
弗素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排	1 IJ ·	ット	ルにつ	き弗素	15≥	リグラ	- ム	
	出するものに限る。)								
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、か								
	つ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限								
	3 。)								
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方								
	メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出								
	水を排出するものに限る。)								

電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方 1 リットルにつき 弗素50ミリグラム メートル未満であるものに限る。)

- 備考 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、新規則別表第11又はこの表により当該業種に つき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のもの を適用する。
 - 2 新規則別表第3の1の項に掲げる施設には、適用しない。
- 3 次の表の左欄に掲げる項目についての同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(当該特定事業場が同時に他の業種に属する場合を 含む。)の排出水の汚染状態に係る排水基準は、当分の間、新規則別表第12の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおり とする。

項	目	業	種		i	许	<u> </u>	限	度
亜鉛含有量		金属鉱業		5	i				
(単位1リ	ットルにつき	電気めっき業							
ミリグラム)								
備考 新規則	引表第3の1の	 項に掲げる施設には、適用しな	l1.						

- 4 前2項の特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなして、前2項の規定 を適用する。
- 5 この規則施行の際現に設置されている条例第2条第7項の排水施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場 に係る排出水のカドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、弗素及びその化合物並びに亜鉛含有量についての 排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、新規則第6条、第7条、別表第11及び別表第12並びに前3項の規定にかかわらず、なお 従前の例による。

○愛媛県規則第6号

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年3月27日

徭

愛媛県知事 中 村 時 広

前

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

正

孙

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則(平成21年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(自主回収の着手又は終了の報告)

第2条 省略

2・3 省略

4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の 4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の 左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ る機関を経由しなければならない。この場合において、経由すべ き機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機 関を経由すれば足りる。

回収理由	機関
食品衛生法(昭和22年法律第233号)若しくは健康増進	省略
法(平成14年法律第103号)の規定又は食品表示法(平	
成25年法律第70号)の規定(国民の健康の保護及び増	
進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に	
<u>限る。)</u> に違反し、又は違反するおそれがあること。	
農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農林物資の規格	省略
化等に関する法律 (昭和25年法律	
第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年	
法律第134号) <u>若しくは</u> 米穀等の取引等に係る情報の記	
録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第	

(自主回収の着手又は終了の報告)

孙

第2条 省略

左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ る機関を経由しなければならない。この場合において、経由すべ き機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機 関を経由すれば足りる。

īΕ

回収理由	機関	
食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は 健康増進	省略	
法(平成14年法律第103号)の規定		
に違反し、又は違反するおそれがあること。		
農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農林物資の規格	省略	
化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律		
第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年		
法律第134号)又は 米穀等の取引等に係る情報の記		
録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第		

26号)の規定又は食品表示法の規定(国民の健康の保		26号)の規定	
護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係			
<u>る部分を除く。)</u> に違反し、又は違反するおそれがあ		に違反し、又は違反するおそれがあ	
ること。		ること。	
省略		省略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

に定めるもののほか、就学前の子ども

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (趣旨) (趣旨) **第1条** この規則は<u>、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合</u> **第1条** この規則は<u>、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合</u> 的な提供の推進に関する法律施行令(平成26年政令第203号)、 的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年文部科学省・厚 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関 生労働省令第3号 する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令 第2号。以下「省令」という。) 、就学前の子どもに関する教育 _。以下「省令」という。)及び就学前の子どもに関する教 、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例 (平成18 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18 年愛媛県条例第54号。以下「条例」という。) 年愛媛県条例第54号。以下「条例」という。)及び愛媛県幼保連

を定めるものとする。 (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書)

携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平 成26年愛媛県条例第45号)に定めるもののほか、就学前の子ども

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項

第3条 法第4条第1項の申請書は、<u>幼保連携型認定こども園以外</u> <u>の認定こども園認定申請書</u>(様式第1号)によるものとする。

(保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書)

第4条 省略

2 前項の申請書には、当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らし当該保育所において保育を必要とする子ども 以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付しなければならない。

(幼保連携型認定こども園設置届出書等)

第5条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置の届出及び法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置届出書(認可申請書)(様式第3号)により行うものとする。

(幼保連携型認定こども園廃止届出書等)

第6条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は

(認定こども園認定申請書)

を定めるものとする。

第3条 法第4条第1項の申請書は、<u>認定こども園認定申請書</u>(様式第1号)によるものとする。

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成

18年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項

(保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書)

第4条 省略

2 前項の申請書には、当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において同法第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付しなければならない。

休止の届出及び法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こど も園の廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃 止(休止)届出書(認可申請書)(様式第4号)により行うもの とする。

(幼保連携型認定こども園設置者変更届出書等)

第7条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の 変更の届出及び法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こど も園の設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設 置者変更届出書(認可申請書)(様式第5号)により行うものと する。

(身分証明書)

第8条 法第19条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式 第6号)によるものとする。

(認定こども園変更届出書)

- 第9条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による届出 │第5条 法第7条第1項 は、認定こども園変更届出書(<u>様式第7号)により行う</u>ものとす
- 2 前項の届出書には、保育所型認定こども園に係る法第4条第1 項第4号に掲げる事項の変更にあっては、<u>第4条第2項</u>に規定す る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 省令第28条第1号の知事が定める数は

型認定こども園(条例第2条第1号ア又はイ(イ)に該当するものに 限る。)及び地方裁量型認定こども園にあっては、10又は法第4 条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員に同項 第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を 加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さ い数とする。

(運営の状況の報告)

- 式第8号)によるものとする。
- 定こども園以外の認定こども園の認定を辞退した者にあっては当 該 認定を辞退した日から起算して30日以内、幼保連携型認定こ ども園を廃止した者にあっては当該廃止した日から起算して30日 以内)とする。
- 3 省令第29条第2号の知事が定める事項は、次のとおりとする。 (1)~(6) 省略
- 4 省令第29条第3号の知事が定める事項は、次のとおりとする。 (1)~(5) 省略

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退届出書 等)

ども園以外の認定こども園認定辞退(休止)届出書(様式第9 号)により行うものとする。

第13条 省略

(保育者の資質向上等)

第14条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、次に掲げ 第 るところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上 等を図らなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長及び職員に

(認定こども園変更届出書)

の規定による届出 は、認定こども園変更届出書(様式第3号)による ものとす

2 前項の届出書には、保育所型認定こども園に係る法第4条第1 項第4号に掲げる事項の変更にあっては、前条第2項 に規定す る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

、幼稚園

第6条 省令第6条第1号の知事が定める数は、幼保連携型認定こ ども園(条例第2条第1号イに該当するものに限る。)、幼稚園 型認定こども園(条例第2条第2号ア又はイ(イ)に該当するものに 限る。)及び地方裁量型認定こども園にあっては、10又は法第4 条第 1 項第 3 号の乳児及び幼児の数 第4号の子どもの数 加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さ い数とする。

(運営の状況の報告)

- **第11条** 省令第29条の報告書は、認定こども園運営状況報告書(様 **│第7条** 省令第7条の報告書は、認定こども園運営状況報告書(様 式第4号)によるものとする。
- 2 省令第29条の知事の定める日は、毎年5月末日(幼保連携型認 2 省令第7条の知事の定める日は、毎年5月末日(__ 認定こども園の認定を辞退した者にあっては、 当該認定を辞退した日から起算して30日以内

)とする。

- 3 省令第7条第2号の知事が定める事項は、次のとおりとする。 (1)~(6) 省略
- 4 省令第7条第3号の知事が定める事項は、次のとおりとする。
- (1)~(5) 省略

(認定こども園認定辞退届出書等)

第12条 条例第5条第1項の規定による届出は、幼保連携型認定こ **│ 第8条** 条例第5条第1項の規定による届出は、認定こども園認定 辞退(休止)届出書(様式第5号)による

___ものとする。

第9条 省略

(保育者の資質向上等)

[10条	認	定	Z	: تع	ŧ	袁	は、	次	に	曷广	ť
るところにより、子どもの教育及び保	育	に	従	事.	đ	る	者の	資	質「	句_	E
等を図らなければならない。											

(1)~(3) 省略

認定こども園の長及び職員に

対する当該認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、 実施するとともに、その研修の機会を確保できるよう、勤務体 制の組立て等に配慮すること。

(5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長は、当該認 定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる 能力並びに地域の人材及び資源を活用する調整能力を向上させ ること。

(書類の経由)

第15条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する 書類は、認定こども園又は認定若しくは認可を受けようとし、若 しくは設置しようとする施設の所在地を管轄する地方局の長を経 由しなければならない。

第16条 省略

別表(第13条関係)

教育及び保育の内容の基準

- 1 教育及び保育の基本及び目標
- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定 こども園」という。)における教育及び保育は、0歳から小 学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子ど もの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重 視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22 年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育 の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対 する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなけ ればならない。

(2) • (3) 省略

2	認定こども園	ع ا	U	て	配	慮	す	ベ	き	事	項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっ <u>ては</u>、次に掲げる事項について特に配慮しなければ

ならない。

- (1) 認定こども園の利用を始めた年齢___ により集団生活の 経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、 0歳から 小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の 連続性を考慮して展開すること。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮す るとともに、保護者の生活形態 を反映した子ど もの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子ど もの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工 夫をすること。
- (3) 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時 間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」とい う。)及び教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度 の利用時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼 児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図 ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する能力を高める観点 に立って子育て支援事業を実施すること。
- 3 教育及び保育の計画並びに指導計画
 - (1) 認定こども園における教育及び保育については、2に掲げ る認定こども園 として配慮すべき事項を踏まえ つつ、園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を 明確にしなければならない。

対する 認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、 実施するとともに、その研修の機会を確保できるよう、勤務体 制の組立て等に配慮すること。

認定こども園の長は、 定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる 能力並びに地域の人材及び資源を活用する調整能力を向上させ ること。

(書類の経由)

第11条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する 書類は、認定こども園又は認定<u>を受けようとする</u>

施設の所在地を管轄する地方局の長を経 由しなければならない。

第12条 省略

別表(第9条関係)

教育及び保育の内容の基準

1 教育及び保育の基本及び目標

(1)		
	における教育及び保育は、 0 歳から	就
	学前のすべて の子どもを対象とし、一人一人の子	بخ
	もの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を	重
	視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和	22
	年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教	育
	の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに	対
	する保育の提供という二つの機能が一体として展開されな	け
	ればならない。	

初史ニジェ周

(2) • (3) 省略

2 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

1に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目 <u>標に加え、</u>認定こども園<u>におけ</u>る教育及び保育は

、次に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき 内容を含むものでなければならない。

- (1) 認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の 経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から 就学前 までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の 連続性を考慮して展開すること。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮す るとともに、保護者の就労状況等の生活様式を反映した子ど もの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子ど もの状況に応じ、教育及び保育の内容____ についてエ 夫を行うこと。

(3)	短時間利用児及び長時間利用児

								_に共	通	の 4	時間	引程	度
の利用時	詩間 (以下	「共	通利	用時間	圓 」	اع	1う。)	にお	111	Ξ.	섨
児期の特	持性を	踏ま	え、	環境	を通し	って	行う	教育	活	動の	充身	€を	义
ること。													

- (4) 保護者及び地域の子どもの養育に関する能力を高める観点 に立って子育て支援事業を実施すること。
- 3 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (1) 認定こども園における教育及び保育については、2に掲げ る認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえ つつ、園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を 明確にしなければならない。

- (2) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画(以下「指導計画」という。)を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。
 - ア 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児が いることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの 1 日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の 調和を図ること。

イ 省略

ウ 家庭及び地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、 学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、 発達の状況 にも配慮しつつ適切に組み合わせて<u>設定する等</u>の工夫をすること。

工 省略

- 4 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教 材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなけれ ばならない。
- (1) <u>0 歳から小学校就学前</u> までの様々な年齢の 子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては<u>同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。</u>
- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいる<u>ことを踏まえ</u>、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性<u>を確保するため</u>、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう<u>工夫をする</u>こと。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- (3) (4) 省略
- 5 日々の教育及び保育の指導

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際して は、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から<u>小学校就学前</u>までの子どもの発達の連続性を十分 理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこ と。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の<u>違いなど</u>による集団生活の経験年数の差、<u>家庭環境等</u>を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。この場合において、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図ること。
- (3) 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが共に

- (2) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育_____に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画(以下「指導計画」という。)を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。
 - ア 短時間利用児及び長時間利用児 が いることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの 1 日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の 調和を図ること。

イ 省略

ウ 家庭及び地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくよう努める

工 省略

- 4 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教 材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなけれ ばならない。
 - (1) 満3歳未満の子どもを含む就学前までの様々な年齢の子ど もが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未 満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分 に図るとともに、満3歳以上の子どもについては<u>集団による</u> 活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工 夫する

_こと。

- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることから 、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から 、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫する こと。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- (3)・(4) 省略
- 5 日々の教育及び保育の指導

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から<u>就学前</u>までの子どもの発達の連続性を十分 理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこ と。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等 _ による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏ま え、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意する こと。この場合において、満3歳未満の子どもについては、 大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別 的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続 について、家庭との連携協力 を図ること。
- (3) 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが一つの

過ごすことを踏まえ、子どもに不安又は動揺を与えな いようにする等の配慮を行うこと。

- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の 中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を 促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び 保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- (5) 省略
- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心し て眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異 なる こと及び睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人に よって差があることから、一律とならないよう配慮するこ
- ___健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配 (7) 慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握 し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発 達が図られるようにすること。
- (8) (9) 省略
- 6 省略

様式第1号(第3条関係) 幼保連携型認定こども園以外の認定こ │様式第1号(第3条関係) 認定こども園認定申請書

ども園認定申請書

	幼保連携型認定	こども園以外の認定こ	ども園	認定申請書								
省略												
認定を受ける	施設の種別	幼稚園	保育	所 保育機能施設	_							
施設	省略											
省路												
	区分	満3歳未満の者	<u>計</u>	満3歳以上の者	省略							
利用定員	保育を必要とす	満1歳未満 人			省略							
	<u>る子どもの数</u>	満1歳以上 人	스									
	保育を必要とす											
	る子ども以外の		亼	스								
	子どもの数											
教育 <u>又は</u> 保育	(教育 <u>又は</u> 保育の	D目標及び理念を記入し	てくだ	さい。)								
の目標 <u>及び</u>	(教育 <u>又は</u> 保育の	つねらい及び概要を記入	してく	ださい。)								
主な内容	省略											
省略												

注1~5 省略

- 6 次に掲げる書類を添付すること。
- (1)~(5) 省略
- (6) 施設の建物その他設備の規模及び構造を記載した書類 並びにその図面
- (7) (8) 省略
- (9) 教育又は保育の計画及び指導計画を記載した書類
- (10) ~ (13) 省略

様式第2号(第4条関係) 保育所型認定こども園認定有効期間更 新申請書

省略

注1・2 省略

3 当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対 する需要の状況に照らし当該保育所において保育を必要と

- 施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安又は動揺を与えな いようにする等の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の 中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を 促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び 保育に従事する者の指導等を工夫する こと。
- (5) 省略
- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心し て眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相 違があること及び睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人に よって差があることから、一律とならないよう配慮するこ
- (7) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配 慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握 し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発 達が図られるようにすること。
- (8) (9) 省略
- 6 省略

		認定こと	も園認定の	申請書					
省略									
認定を受ける	施設の種別	幼稚園 保育所 認可外保育							设
施 設	省略								
省略									
	区分	満 3 点	歳 未 満	の者	満 3	歳り	上(カ 者	省略
施設において 保育する乳児 又は幼児の数	保育に欠ける子 <u>どもの数</u> 保育に欠けない			占				亼	省略
<u>XIXAJJUVX</u>	子どもの数			亼				亼	
教育 <u>及び</u> 保育	(教育 <u>及び</u> 保育の	り目標及び	『理念を記』	入して	ください	۱。)			
の目標 <u>並びに</u>	±11。))							
主な内容	省略								
省略									

注 1 ~ 5 省略

- 6 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 施設の建物その他設備の規模及び構造 並びにその図面
 - (7)・(8) 省略
 - (9) 教育及び保育の計画及び指導計画を記載した書類
 - (10) ~ (13) 省略

様式第2号(第4条関係) 保育所型認定こども園認定有効期間更 新申請書

业	四女
\equiv	mH.

注1・2 省略

3 当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の実施に対 する需要の状況に照らし当該保育所において同法第39条第

する子ども 以外の満3歳以上の子どもに対する保 育を引き続き行うことにより当該保育を必要とする子ども の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書 類を添付すること。

様式第7号(<u>第9条</u>関係) 認定こども園変更申請書

省略

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 省略
- (2) 保育所型認定こども園に係る就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号)第4条第1項第4号に掲げる事項の変 更にあっては、当該保育所が所在する市町における児童 福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定す る保育の利用に対する需要の状況に照らし当該保育所に おいて保育を必要とする子ども 以外の満3歳以 上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該 保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれが ないことを明らかにした書類

様式第8号(第11条関係) 認定こども園運営状況報告書

省略	各									
認	省略									
定	施設の種別	幼稚園	保育月	听 保育核	幾能施	幼保道	幼保連携型認定こども			
ت ك	省略									
	認定(認可)年	省略								
责	月日									
子	どもの数	<u> </u>	分	満3歳未満	の者	計	満3点	歳以上σ)者	省略
		保育を必要とする	8子ど	満1歳未満		스			亼	省略
	利用定員	1-	る子ど	闹「成以工		丛		스 스		
	保育している	クラナ 必要 レオ	<u>る子ど</u>	満1歳未満満1歳以上		스				
	(<u>5月1日</u> 現在)	保育を必要とする	る子ど			스			人	
職	員 配 置 5月1日現在)	0 歳児	0歳児 1			・2 歳児 3 歳児				夏児
	省略									
省略	Š.									
	区 分	面積	Į X					分	省田	各
施	園舎	平方メートル	1 乳児3	室、ほふく室、	保育	室又は	遊戲室	の面積	省	各
設備	屋外遊技場	平方メートル		(うち乳児室及びほふく室)						
	省略									

注 省略

様式第9号(第12条関係) 幼保連携型認定こども園以外の認定こ |様式第5号(第8条関係) 認定こども園認定辞退(休止)届出書 ども園認定辞退(休止)届出書

1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保 育を引き続き行うことにより当該幼児

の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書 類を添付すること。

様式第3号(第5条関係) 認定こども園変更申請書

省略

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 省略
- (2) 保育所型認定こども園に係る就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号)第4条第1項第4号に掲げる事項の変 更にあっては、当該保育所が所在する市町における児童 福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定す る保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所に おいて同法第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以 上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該 幼児 の保育に支障が生じるおそれが ないことを明らかにした書類

様式第4号(第7条関係) 認定こども園運営状況報告書

省略	\$									
認	省略									
定	構成する施設		力稚園	保	育所 i	可夕	卜保育旅	設		
ت	省略									
ŧ	***	省略								
園	認定年月日									
子	どもの数	<u>X</u>	分	満	3歳未満の者	Ě	満 3 岸	退以」	_の者	省略
	定員	保育に欠ける子			<u>)</u>	_			스	省略
	,	保育に欠けな	い子ども		<u>/</u>	_				
	保育している 子どもの数	保育に欠ける	<u>子ども</u>		<u>)</u>	_				
	(<u>月日</u> 現在)	保育に欠けな	い子ども		<u>)</u>	_			亼	
職 (_	員 配 置 月 日現在)	0 歳児	1・2岸	5児	3 ~ 5 歳の短 時間利用児	<u>長</u>	時歳	間 児		用 児 5 歳児
	省略									
省略	}	'								
	区分	面	積区						分省	略
施	園舎の面積	平方メー	トル _		保育	室又	は遊戯	室の面	積省	略
設備	屋外遊戲場の 面積	平方メー	トル	(-	うち乳児室及び	いまら	(室)			
	省略									
省略	<u> </u>	•								

注 省略

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退(休止)届出書		認定こども圏認定辞退(休止)届出書
省略		省路
省略		省略
注 省略	_	注省略

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。 様式第2号の次に次の4様式を加える。

	幼保連携	型認定	<u> </u>	ども	園設置	届出書	学 (認	可目	申請書)		年	月	日
愛媛県知事		様											
						住所	(法,	人に	こあっては、				
		届出	者	(申言	青者)				「の所在地)				
		,_,,			.,				あっては、				(EII)
						名称	及び付	大表	(者の氏名)				
	施設の種別		幼	稚	園		保	育	. 所		呆 育榜		を設
	名 称												
	所 在 地												
既存の施設	設 置 者												
	設置年月日						年	月	月				
	定員								人				
認定こども	園の目的												
認定こども	園の名称												
認定こども													
認定こと													
	者の氏名												
認 定 こ ど													
. – , –	年月日						年	月	日				
	X	 5	分	満3	歳未満	め者	計	-	満3歳以	 上の者	4	—— 計	合言
	保育を必要とす	·る子と	Li	満1	歳未満	- 人							
利用定員	もの数			満1	歳以」	上人		人		人		人	
	保育を必要とす	る子と	Liv										
	も以外の子ども	の数						人		人		人	
	(教育及び保育	の目標	票及	び理	念を記	己入して	こくだ	`さ	(\ ₀)				
	(おと オコッドロ オ	ن ما ه		. T7 ~ 15	· 	· ====================================	<i></i>)	2.11	٤,,,)				
教育及び保育	(教育及び保育	0)72 E	⊃ (`	及い	、燃要を	と記入し) (72	2(\ <u>`</u>)				
の目標並びに													
主な内容	年間開園日数	τ											日
		平			日								
	開園時間	土		曜	日								
		日日日	曜	日•	祝日								
子育て支援事	就学前の子どもに関	員する勢	女育.	、保育	予等の総	合的		第	1号 □	第2号	, _] 第	第3号
業のうち認定	な提供の推進に関す				第2条	各号			4号 □			- /1	
こども園が実	に掲げる事業のうち実施するもの												

施 するもの (事業内容及び実施体制を記入してください。) 備 考

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 - 4 「既存の施設」の欄は、幼稚園、保育所又は保育機能施設を廃止して認定こども園を設置 しようとする場合に記入すること。
 - 5 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
 - 6 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
 - 7 定員の弾力化による受入れを行う場合は、備考欄に記載すること。
 - 8 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書)
 - (2) 施設の位置図及び付近の見取図
 - (3) 職員配置を記載した書類
 - (4) 職員の資格を証する書類
 - (5) 園舎及び園庭の面積を記載した書類
 - (6) 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
 - (7) 給食の提供及び食育に関する計画を記載した書類
 - (8) 認定こども園の長となる者の履歴書
 - (9) 教育及び保育の計画並びに指導計画を記載した書類
 - (10) 利用料を記載した書類
 - (11) 保育者の資質向上等に関する計画を記載した書類
 - (12) 園則の写し
 - (13) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
 - (14) 管理運営等に関する事項を記載した書類
 - (ほ) その他知事が必要と認める書類

模式第4号(第6条関係)	幼保連携型認定こども園廃止	(休止)届出書	(認可由請書)
はれれわすつ (おり示は)ぶり	初 体生 汚 主 心 佐 し し 臼 疣 土 り		

) 幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書(認可申請書) 年 月 日 愛媛県知事 様 住所(法人にあっては、 設置者 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 (EJJ) 名称及び代表者の氏名) 名 称 認定こども園 所在地 廃止(休止)の 年 月 日 予 定 期 日 廃止(休止)の 理 由 現に入園してい る者に対する 措 休止の予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。

財産の処分

- 3 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

		幼似	呆連携	型認定この	ども	園設	置者	変更届	出書	書 (認	可目	申請	書)					
															左	Ē	月	日
j.	愛媛県知事			様														
				恋『	軍盲	前の設	·置者			法人に 事務所								
				2	× 13	7 - 12				よ人に								(EII)
										が代表								
								住所	(治	5人に	あっ	って	は、					
				変更	更後	後の設	置者	主た	る事	事務所	で ア	近在	地)					
										5人に								
				T				名称	及て	が代表	者(の氏	名)					
変	更の	理	由															
変	更の	時	期															
	認定こど	も園の	目的															
	認定こど	も園の	名称															
	認定こど	も園の別	 折在地															
-	認定こと	ごも園	の長															
-	の タ >	氏 北 オ	<u>名</u> 国 の															
	認定こ開設								年	月	日							
-	,,,	区	· ·	分	}	満 3	歳未	満の者	<u>z</u>	計	満	3 %	裁以	上	の者	į	<u></u>	合言
伝	AL III 스크			する子と	_	満 1			_	人					人		人	
安	利用定員	もの数保育を		<u></u> :する子と		満 1	成以	上 /)
Į.				さもの数						人					人		人	
		(教育	及び係	具育の目標	[及	び理:	念を訂	己入して	てく	ださり	(\n')							
前																		
	教育及び 保育の目 標並びに	(教育	び好び	尺育のねら	, V v	及び	既要を	記入)	して	くだ	さい	·。)						
	主な内容	年間	開園	3 数														日
		開愿	時	平 間 土 日	曜	曜 日・	日 日 祝日											
	子育て支 援事業の	提供の書	進に関	 に関する教 する法律施 実施するも	育、	、保育	等の総	合的な			1 4 号			第 2 第 5			第	第3号

	うち認定 こども園 が実施す る も の	(事業内容及び実施体制を記入してください。)
	備考	
	認定こど	も園の目的
	認定こど	も園の名称
	認定こど	も園の所在地
		ども園の長 き者の氏名
		区 分 満 3 歳未満の者 計 満 3 歳以上の者 計 合計
	利用定員	保育を必要とする子ど 満 1 歳未満 人 もの数 満 1 歳以上 人 人 人 人 人
	, , , , , _ , ,	保育を必要とする子ど
		も以外の子どもの数 ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ
変		(教育及び体育の自然及び生活を配入してください。)
更	教育及び 保育の目 標並びに	(教育及び保育のねらい及び概要を記入してください。)
後	主な内容	年間開園日数
		平 日
		開 園 時 間 土 曜 日 日曜日・祝日
	子育て支 援事業の	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律施行規則第 2 条 各 号 に掲 げる事業のうち実施するもの □ 第 1 号 □ 第 2 号 □ 第 3 号 □ 第 4 号 □ 第 5 号
	うちど 鬼 しん の も の	(事業内容及び実施体制を記入してください。)
注 1	備考	rきさけ 日本工業規格AAとすること

- - 不要の文字は、抹消すること。 2
 - 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 - 4 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
 - 5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
 - 6 定員の弾力化による受入れを行う場合は、備考欄に記載すること。
 - 7 次に掲げる書類を、設置者ごとにそれぞれ添付すること。
 - (1) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為等及びその 登記事項証明書)
 - (2) 施設の位置図及び付近の見取図
 - (3) 職員配置を記載した書類
 - (4) 職員の資格を証する書類

- (5) 園舎及び園庭の面積を記載した書類
- (6) 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- (7) 給食の提供及び食育に関する計画を記載した書類
- (8) 認定こども園の長となる者の履歴書
- (9) 教育及び保育の計画並びに指導計画を記載した書類
- (10) 利用料を記載した書類
- (11) 保育者の資質向上等に関する計画を記載した書類
- (12) 園則の写し
- (3) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (注) 管理運営等に関する事項を記載した書類
- (15) その他知事が必要と認める書類

樣式第6号(第8条関係) 身分証明書

(表)

身 分 証 明 書

第 号

写 真

所 属 雅 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第19条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日発行 年 月 日まで有効

愛媛県知事

印

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋) (報告の徴収等)

- 第19条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す 証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律施行細則様式第1号の規定による認定こども園認定申請書又は様式第4号の規定による認定こども園運営状況報告書は、同条の規 定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則様式第1号の規定による幼保連携型 認定こども園以外の認定こども園認定申請書又は様式第8号の規定による認定こども園運営状況報告書とみなす。

○愛媛県規則第8号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 īF 前

(保育所の設備の基準)

- 第10条 条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場 │第10条 条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場 合を含む。)の規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける建 物にあっては当該建物が第1号、第2号及び第6号の要件に、保 育室等を3階以上の階に設ける建物にあっては当該建物が第2号 から第8号までの要件に該当するものであることとする。
 - (1) 省略
 - (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表 の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設 又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
省		
略		
4	省略	
階	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項
以	用	に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1
上		項に規定する構造の屋内階段にあっては、建築
<u>ත</u>		物の1階から保育室等が設けられている階まで
階		の部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又
		は外気に向かって開くことのできる窓若しくは
		排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交
		通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有
		効に排煙することができると認められるものに
		限る。)を有する付室を通じて連絡するもので
		あり、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第
		9号の構造を満たすものに限る。
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造
		の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する
		構造の屋外階段

(3)~(8) 省略

(保育所の職員の基準)

上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以 上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以 (保育所の設備の基準)

- 合を含む。)の規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける建 物にあっては当該建物が第1号、第2号及び第6号の要件に、保 育室等を3階以上___に設ける建物にあっては当該建物が第2号 から第8号までの要件に該当するものであることとする。
- (1) 省略
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表 の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設 又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
省		
略		
4	省略	
階	避難	
以	用	
上		
_		
_		
		 建築基準法施行令第123条第2項に規定する
		 構造の屋外階段

(3)~(8) 省略

(保育所の職員の基準)

第12条 保育所の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以 │**第12条** 保育所の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以 上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以 上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以

<u>F</u>
-
 、満4歳以上の幼児おおむ
ね30人につき 1 人以上
とする。ただし、一の保育所につき2人を下回らないも
のとする。
R4 BI

2 省略

3 省略

4 省略

上(認定こども園(就学前保育等推進法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、一の保育所につき2人を下回らないものとする。

附則

(特例幼保連携保育所の特例)

- 2 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第12条 に規定する数の保育土を確保することが困難であるものに対する 同条の規定(満3歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用に ついては、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保 連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保 育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であっ て、保育土となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び 能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士と みなす。
- 3 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。ただし、相当の期間にわたり保育士を確保することが困難である場合は、当分の間、6年とすることがある。
- 4 前2項の規定は、条例附則第4項に規定する保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第2項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

(用語)

第1条 この規則は、愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛媛県条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の準用)

第3条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号。以下「児童福祉施設基準規則」という。)第10条及び第11条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
W. O. E. V. D. 1. 60	
条例第45条第3項(条例第43条第1項において準	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に
用する場合を含む。)	関する基準を定める条例第7条第3項
保育室等を 2 階	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以
	下「保育室等」という。)を2階
とする。	とする。この場合において、 3 階以上の階に設け
	られる保育室等は、原則として、満3歳未満の園
	児の保育の用に供するものでなければならない。
耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火	耐火建築物
建築物(同号口に該当するものを除く。)	
施設又は設備	設備
施設及び設備	設備
乳 幼 児	園児
条 例 第 46条	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に
	関する基準を定める条例第14条第1項において読
	み替えて準用する条例第46条
) 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	用する場合を含む。) 保育室等を 2 階 とする。 耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火 建築物(同号口に該当するものを除く。) 施設又は設備 施設及び設備

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(設置に係る特例)

- 2 この規則の施行の日前から幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第3条において読み替えて準用する児童福祉施設基準規則第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「第1号、第2号及び第6号の要件に」とあるのは、「耐火建築物であり、かつ、園児の待避上必要な設備を備えるものであること」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の日前から保育所(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、第3条の表(児童福祉施設基準規則第10条第1号の読替規定に限る。)の規定は、適用しない。

○愛媛県規則第10号

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県県立高等技術専門校運営規則(昭和33年愛媛県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(誓約書)	(誓約書)
第6条 前条の規定により入校を許可された者は、校長が指定する	第6条 前条の規定により入校を許可された者は、校長が指定する
期日までに、保証人1人(当該入校を許可された者が未成年者で	期日までに、保証人
<u>ある場合にあつては、2人)</u> と連署した誓約書(様式第2号)を	と連署した誓約書(様式第2号)を
校長に提出しなければならない。ただし、普通職業訓練の短期課	校長に提出しなければならない。ただし、普通職業訓練の短期課
程及び第1条第2項の規定による普通課程の訓練科に入校する者	程及び第1条第2項の規定による普通課程の訓練科に入校する者
については、この限りでない。	については、この限りでない。

- 2 省略
- 3 第1項の保証人は、独立の生計を営む成年者<u>とし、前条の規定</u> 3 第1項の保証人は、独立の生計を営む成年者_ により入校を許可された者が未成年者である場合にあつては、そ の1人は、親権者若しくは未成年後見人又はこれらに準ずる者と <u>して校長が認める者</u>でなければならない。
- 4・5 省略

(懲戒)

第9条 校長は、訓練生が次の各号のいずれかに該当するときは、 退校、謹慎又は訓告の処分を行うことができる。

(1)~(4) 省略

(授業料の納付)

第14条 省略

2 月の途中において、入校し、修了し<u>、謹慎にされ</u>、又は退校 │ 2 月の途中において、入校し、修了し_____、又は退校 し、若しくは退校にされた場合であつても、当該月分の授業料 は、納付しなければならない。

別表(第1条関係)

名	称	職業訓練 の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
愛媛県	立新	普通職業	普通	省略		
居浜高	等技	訓練	課程	メタル技術科	<u>15人</u>	2年
術専門	校					
省略						

樣式第2号(第6条関係) 誓約書

省略						
	保証人	住	所			
		氏	名			(FI)
		生年	月日	年	月	日
		本人	との続柄			
		電話	番号			
	<u>保証人</u>	住	所			
		氏	名			A
		生年	月日	年	月	日
		本人	との続柄			
		電話	番号			

- ____でなければならない。

4・5 省略

(強制退校)

第9条 校長は、訓練生が次の各号の $_{------}$ に該当するときは、 ____ことができる。 退校させる

(1)~(4) 省略

(授業料の納付)

第14条 省略

し、若しくは退校にされた場合であつても、当該月分の授業料 は、納付しなければならない。

別表(第1条関係)

名	称	職業訓練	訓練	訓	訓練	科	訓練	訓練
П	ተመ	の種類	課程	ויה		17	定員	期間
愛媛児	良立新	普通職業	普通	省略				
居浜高	高等技	訓練	課程	溶接口	ニンシ	<u>ブニア</u>	30人	1年
術専門	月校			<u>科</u>				
省略								

様式第2号(第6条関係) 誓約書

省略						
	保証人	住	所			
		_				
		氏	名			▣
		生年月	日	年	月	日
		本人と	この続柄			
		電話番	5号			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第355号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療 機関を次のように指定した。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	
今井皮膚泌尿器科医院	今治市共栄町二丁目 1 - 24	平成26年10月 6 日	

今	治十	全 医	院	今治市南大門町二丁目 4 - 18	平成26年10月9日
上甲	り 科 ク	リニッ	ク	宇和島市寄松甲230 - 1	平成26年10月15日
Ξ	瀬	医	院	大洲市八多喜町甲113	平成26年10月20日
麻	生	歯	科	伊予郡砥部町麻生 1 番地 1	平成27年2月1日

○愛媛県告示第356号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、

施術機関を次のように指定した。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅	巨谷	桁	機	関	施		術		所	指	定
B				名	名	称	所	在	地	年月	月 日
銵	ŧ ſ	倉	荘	_	エール治療 居浜店	§院新	新居浜市	市阿島 2 ·	- 8 - 18	平成2月	27年 25日

○愛媛県告示第357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

	医療機関	間の名称		医療機関の所在地	廃止年月日	
麻	生	歯	科	 伊予郡砥部町麻生1-1 	平成27年 1 月31日	

○愛媛県告示第358号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように再開した旨の届出があった。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称						医療機関の所在地	再開年月日	
寺	井	歯	科	医	院	宇和島市新田町 1 - 2 - 38	平成27年 2 月12日	

○愛媛県告示第359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅)の	主たる	事務戶	近 の	居宅	介護事業	を行	う事業	所	指定年月日
名	称	所	在	地	名	称	所	在	地	11 足 午 万 口
社会福祉法人はぴね	す福祉会	新居浜市若 号	亦町一丁目	9番13	ヘルパーステ	ーション若水館	新居浜市	ī 若水町一丁	⁻目9番13	平成27年 2 月10日

○愛媛県告示第360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定訪問看護事業等を行う事業 所の所在地が次のように変更された。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定 訪問看護事業者等)の	主たる事務所の		指定訪問看護事業	変 更 年 月 日		
名 称	所 在	地	名 称	所 在 地		
医療法士理氏点	今治市拝志 1 - 26		* 田 毛雄 フニーン・レロヤ	(変更後) 今治市喜田村六丁目 4 - 20	- 平成19年 9 月 1 日	
医療法人陽成会	学治中持念(- 26		訪問看護ステーションヒロセ 	(変更前) 今治市国分七丁目 4 - 1	平成19年9月1日	

○愛媛県告示第361号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変 更 年 月 日
日 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地 1	テクノハート	(変更後) 今治市東村四丁目甲412番 2	亚武27年2月1日
有限云位アグノメディガル	ラムの同の中419留地(- 	(変更前) 今治市喜田村五丁目 7番27号	平成27年3月1日

○愛媛県告示第362号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定福祉用具販売事業者)の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定福祉 用具販売事業者)	主たる事務所の	特定福祉用具販売	変更年月日		
の名称	所 在 地	名称	所 在 地		
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地 1	テクノハート	(変更後) 今治市東村四丁目甲412番 2	亚成27年2日1日	
有限公社デグノスティ ガル	ラルの同の中419番地(797N-F	(変更前) 今治市喜田村五丁目7番27号	平成27年3月1日	

○愛媛県告示第363号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介 護 予 防 事 業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地 1	テクノハート	(変更後) 今治市東村四丁目甲412番 2	平成27年 3 月 1 日
有限云柱ナグノグデイガル	ラ点の同の中413笛地((変更前) 今治市喜田村五丁目7番27号	十一年 一一年 一一年 一十二年 一十二 一十二 一十二 一十二 一十二 一十二 一十 一十 一十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

○愛媛県告示第364号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の特定介護 予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定介護予防 福祉用具販売事業者)	主た	: る 事 務	所の	特定介護	予防福祉用具	販売事業で	を行う事	業所	変 更 年 月 日
の 名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	
有限会社テクノメディカル	今治市高市甲419番地 1					(変更後) 今治市東村四丁目甲412番 2			亚d:27年2月1日
1年限会社アグプスディカル	ラ河巾	向巾中419街地	; 1	テクノハート		(変更前 今治市喜) 田村五丁目	17番27号	平成27年3月1日

○愛媛県告示第365号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関(指定訪問看護事業者等)から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定訪問	主た	る事務	所の	廃止に係	底 L 左 日 口				
看護事業者等)の名	所	在	地	名	称	所	在	地	廃止年月日
医療法人平成会	今治市片山三丁目 1 番40号			訪問看護ステ- ち	-ションやまう	今治市片	山三丁目 1	番40号	平成19年11月 1 日

○愛媛県告示第366号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 薬物の名称
- (1) 2 (2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル) エタンアミン及びその塩類
- (2) 2 (2,5 ジメトキシ 4 メチルフェニル) N -(2 メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- (3) 4 ヒドロキシ N イソプロピル N メチルトリプタミン及びその塩類
- (4) 4 アセトキシ N イソプロピル N メチルトリプタミン及びその塩類
- (5) [5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- (6) ナフタレン・1・イル(1・ペンチル・5・フェニル・1H・ピロール・3・イル)メタノン及びその塩類
- (7) N ベンジル 1 (5 フルオロペンチル) 1 H インドール 3 カルボキサミド及びその塩類
- (8) 5 クロロ 3 エチル N [4 (ピペリジン 1 イル)フェネチル] 1 H インドール 2 カルボキサミド及びその塩類
- (9) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物
- 2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 効力発生の日

平成27年3月28日

○愛媛県告示第367号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年3月27日 愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ケーズデンキ四国中央店 四国中央市川之江町349番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

代表取締役 白石 正

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ・エス

香川県高松市多肥上町1210番地

代表取締役社長 大坂 尚登

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年11月17日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,143平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 208台
 - イ 駐輪場の収容台数 74台
 - ウ 荷さばき施設の面積65平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 22.66立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日

平成27年 3 月16日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見 (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第368号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
D C Mダイキ伊予店	伊予市下吾川1042番 1 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ伊予店	DCMダイキ伊予店	平成27年 3月1日	平成27年 3 月19日
		大規模小売店舗を設置する者 の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会 社		
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の名称				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第369号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産 業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する 年 月 日	届出年月日
D C Mダイキ伊予店	伊予市下吾川1042番 1 外	駐車場の位置及び収容台数	160台	136台	平成24年 4月28日	平成27年 3月19日
		駐輪場の位置及び収容台数	46台	20台		
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	午前 9 時30分	午前 6 時30分	平成27年 4月1日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後9時		
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前9時から午後8 時まで	午前6時から午後9 時30分まで		
		荷さばき施設において荷さば きを行うことができる時間帯	午前9時から午後8 時まで	午前8時から午後8 時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第370号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	≢権ℓ)設	定等を受	ける者	賃借権の設定等で	を受ける土地
氏	名又	は名	称	住	所	所在及び地番	面積 (m²)
	艮会? 皮農戶			愛媛県松 9番地	山市庄甲94	愛媛県松山市庄甲3 番2ほか24筆	22 246
竹	村	太	成	愛媛県松 100番地 1	山市土手内	愛媛県松山市上難波 乙243番1ほか2筆	3 540
重	Ш	唯	男	愛媛県伊 大字昌農	予郡松前町 内611番地	愛媛県伊予郡松前町 大字北川原字南開79 9番1ほか4筆	6 ,987
那	須	俊	男	高知県高 梼原1364	岡郡梼原町 番地 1	愛媛県北宇和郡鬼北 町大字中野川342番 ほか1筆	4 ,360

2 申請年月日

平成27年3月11日

○愛媛県告示第371号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

大洲市河辺町北平2580、2582、2626、2627、2630から2639まで、2641、2642、2645から2657まで、2659、2660、喜多郡内子町大瀬中央42、45、46、50、51、53、69から71まで、73から75まで、82、90、124、132、132の2、132の3、4521、4522、4531、4537から4539まで、4541、4678、4683、4717、4718、4720、4721、4724、4724、4725

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- ⑦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

大洲市河辺町川上1101、1115、1117から1122まで、河辺町北 平4503、4504、4549から4551まで、4553から4555まで、4611、 4617から4620まで、4681から4692まで、4694から4707まで、47 08の1、4708の2、4709から4718まで、喜多郡内子町石畳3267、 3268、3270から3272まで、3279から3282まで、大瀬北224、225、 645、654の1、654の2、656から665まで、668から671まで、 858、1004、1022、1022の2、1025から1027まで、1027の2、 1031、1032、1032の2、1032の3、1033、1037、1039、1040、 1045、1045の2、1057の5、1059、1363から1366まで、1810、 1813から1824まで、1830、1831、2795、2963、2987、2991、30 01、3002、3004から3006まで、3009、3010、3013、3014、3016、 3033から3035まで、3037、3039、3041の2、3041の3、3042、 3047、3049から3052まで、3054、3056、3057、3072から3074ま で、袋口2402、2403の2、2404、2405、立石2810、2863、本川 3730、3731の1、3731の2、3732、3734の1、3734の2、3735 の1、3735の2、3736の1から3736の4まで、3737の1から37 37の3まで、3738の1、3738の2、3738の6、3740の1、3741 の1、3742の1、3742の2、3743から3746まで、3747の1から 3747の5まで、3748の1から3748の12まで、3750、4266、4267、 426800 1 、426800 2 、426900 1 、426900 2 、4270、427100 1 、 4271の2、4272の1から4272の4まで、4273の1から4273の3 まで、4274から4276まで、4277の1、4278の1、4278の3、中 川252、258の2から258の4まで、315、316、318から324まで、 326、328、331、大瀬中央6660から6662まで、6664、6665、667 3、6673の2、6675

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 河辺町川上1101・1115・河辺町北平4504・4549・袋口24 03の2・立石2810・2863・本川3736の1・4269の1・4271 の1・4272の1(以上11筆について次の図に示す部分に限

- る。)、石畳2404、2405、中川252、258の2から258の4 まで、315、316、318から324まで、326、328、331、大瀬 中央6660から6662まで、6664、6665、6673、6673の2、66
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 喜多郡内子町城廻910の1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁 及び大洲市役所並びに内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第372号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

平成7年1月11日農林水産省告示第31号

- 2 変更に係るの指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第373号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林と

して指定された目的

平成2年2月26日農林水産省告示第265号(五に係るものに限る。)

- 2 変更に係るの指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第374号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和60年2月9日農林水産省告示第229号

- 2 変更に係るの指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第375号

保安林の指定施業要件の変更(平成27年1月愛媛県告示第42号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所 在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
宇和島市津島町上畑地第 1号163	北宇和郡津島町大字上畑寺19 8番戸 佐々木 長 一	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. -

○愛媛県告示第376号

保安林の指定施業要件の変更(平成27年1月愛媛県告示第42号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所 在が不分明である通知の相手方

不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備 考
千葉県市川市二俣678番地	森林所有者
	る通知の相手方

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第377号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

種		類	位	置		数:	量	及	び	能	カ	
待	合	所	松山市高浜町	二丁目2255	面積 構造					ル		

○愛媛県告示第378号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん 功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成27年3月27日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2 代表者 愛媛県知事 中村 時広 松山市岩崎町一丁目7番7号

- 2 埋立区域
- (1) 位置

3 工区

西条市喜多川字八丁853番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から9の地点までを順次に結んだ線及び3の地点と9の地点を結ぶ昭和51年6月28日付け愛媛県指令49港第132号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+380メートルにより決定)により囲まれた区域

基点(西条市喜多川853 - 4番地)は、北緯33度56分14秒942 4、東経133度09分58秒2551の地点

1 の地点は、基点から真北31度05分55秒5 .17メートルの地点 2 の地点は、1 の地点から真北65度42分30秒180 .13メートル の地点

3 の地点は、2 の地点から真北155度39分28秒288 .19メート ルの地点

4 の地点は、3 の地点から真北245度35分29秒387 27メート ルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北320度45分43秒39 61メートル の地点

6 の地点は、5 の地点から真北336度02分03秒186 .64メート ルの地点

7 の地点は、6 の地点から真北21度39分06秒4 24メートルの 地点

8 の地点は、7 の地点から真北65度50分46秒212 94メートル の地点

9 の地点は、8 の地点から真北335度44分56秒39 D4メートル の地点

(3) 面積

101 ,046 .91平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 昭和26年3月2日 愛媛県指令河第966号
- 4 しゅん功認可年月日 平成27年3月27日

○愛媛県告示第379号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(基本重力測量)

2 作業期間 平成26年5月20日から

平成27年2月28日まで

3 作業地域 松山市、宇和島市、八幡浜市、東温市 西宇和郡伊方町

○愛媛県告示第380号

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)第2条第2項の規定に基づき、県立都市公園の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	位 置	変 更 に係る区域	供用開始の日
総合運動公園	松山市及び伊 予郡砥部町	図面のとおり	平成27年 3 月27日

(図面省略)

○愛媛県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路(の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地の員	延長	備	考
県		+	予玉川	始	今治市玉川町鈍川字上ヶ原戊399番3		IΒ	メート 13.0	ル ~24.9	キロメートル 0.035		
乐	坦	宋	小玉川	itak	フルロンルの戦刑子上ケ原以399省 3		新	17 <i>A</i>	~ 28 3	0 .035		

○愛媛県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	東	予玉川	線	今治市玉川町鈍	川字上ヶ原	京戊399番 3					平成27年 3 月27日

○愛媛県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	×	間	供用開始の日
県道	大三島環状線	今治市大三島町: 同町宗方7152番:		番2地先から	5				平成27年 3 月27日

○愛媛県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町甲1659番7から		旧	メートル 75~185	キロメートル 0.095	
宗 追	八軒豕口于級	同町甲1563番1まで		新	9 8 ~ 19 0	0 .110	

,,	,,	松山市道後湯之町甲1616番 2 から	旧	8 D~23 D	0 205	
"	"	同町876番6まで	新	13 0~21 8	0 .083	

○愛媛県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	卿兄自任理始	松山市泊町1354番 3 地先から	旧	メートル 40~60	キロメートル 0.074	
宗 追	興居島循環線	同町1472番2まで	新	5.6~ 6.1	0 .061	

○愛媛県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	興居島循環線	松山市泊町1354 同町1472番2ま		916					平成27年 3 月27日

○愛媛県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	和気衣山線	松山市久万ノ台							平成27年 3 月27日

○愛媛県告示第388号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年3月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建(開)第47号 平成27年 3 月16日	伊予市中村字鹿島甲495番 2 、495番 3 、495番 4 、495番 5 、495番 6 、495番 7 、495番 8 、496番 3 、496番 4 、503番 1 及び503番 2	伊予市中村494番地 法壽院 代表役員 生 田 芳 宣

○愛媛県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒716番 1 地先から	IΒ	メートル 78~129	キロメートル 0 275	
宗 追	7月 /木 代公主广治水	同大字655番3地先まで	新	7 8 ~ 12 2	0 275	
"	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	北宇和郡松野町大字目黒654番 4 から	IΒ	8.6~13.3	0 .039	
"	" 同大字639番3まで		新	8.6~12.7	0 .039	

○愛媛県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路 0	D種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
県	県 道 滑床松野線 ポ宇和郡松野町大字目黒716番 1 地先から 同大字655番 3 地先まで								平成27年 3 月27日				
I.	ı,		"			北宇和郡松野町大字目黒654番 4 から 同大字639番 3 まで							

○愛媛県告示第391号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年3月27日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日平成27年3月20日
- 3 指定道路の位置 八幡浜市保内町川之石2番耕地3番1
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 35.00メートル
- (2) 幅員 430メートル

○愛媛県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	Ē	串内子線	Ř	喜多郡内子町内 同町内子3546番		2 から					平成27年 3 月27日

○愛媛県告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県 道	+ct:	川梼原	4白	西予市城川町土居341番 2 地先から 同町土居603番地先まで 及び		旧		ヽル .0~ 3~3		キロメ 02 0.1	.05		
宗	41%,	川付尿	松	西予市城川町土居1263番地先から 同町土居603番地先まで		新		.0 ~ 3 .1 ~ 3	39 2 37 8	0 2 0 .1			

○愛媛県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	城	川梼原	線	西予市城川町土		地先から					平成27年 3 月27日

告 公

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったの で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 3 月16日	特定非営利活動法人 Asanami Work C amp	西谷哲夫	松山市苞木甲247番地3	この法人は、社会参加・社会自立を図ろうとする障害者・高齢者・青少年の生活に関する相談に応じ、生活及び生活訓練等を実施する事業、並びに働く場を提供する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

監査公表

○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 平成27年3月27日

愛媛県監査委員 佐 伯 滿 孝

同 戒 能 潤之介

同 徳 永 繁 樹

同 山之内 芳 夫

選定した特定の事件	公有財産		産(土地・建物を中心に)の有効活用について	
監査の結果に関する報告提出年月日		平成25年 3 月19日		
監査対象機関			総務部 管理局 人事課 職員厚生室	
監査の結果		措置の内容		
職員住宅に関するコスト情報の把握について 県では職員住宅の供給過剰、統廃合に関する課題は認識するものの、解体		職員住宅の統廃合については、平成19年度に策定した「職員住宅・独身寮		

撤去費の予算が確保できないなどの事情で、統廃合を見送り維持していく方 │ の維持管理方針」に基づき対応しているところであるが、今回の御指摘を踏 針である。ただ、職員住宅の維持にかかるコストと土地の処分による売却収│まえ、職員住宅別の減価償却等を含めた収支コスト計算資料を作成したとこ 入を得る機会を逸することを考慮すれば、予算が確保できないからといって │ ろであり、今後は、この資料を基に住宅ごとの維持・運営コストの把握等に このまま維持することが却って経済的でないことは明らかである。

努めてまいりたい。

職員住宅別にどれだけの維持・運営コストがかかるのかを把握する必要がある。そのため公舎別に行政コスト計算書を作成するなど、コスト情報を把握するうえで有用となる資料を作成する必要がある。

離職者の住居確保のための職員住宅の活用について

離職者の住宅確保のため、県職員住宅への入居募集を広く周知したにもかかわらず、利用者がゼロである場合には、この制度が本当に必要なものなのか、制度そのものに何か問題はないのか、という点について検討することが必要である。

御指摘を踏まえ、過去の利用状況及び他県の状況等を踏まえて検討した結果、今後も利用が見込まれないことから、制度を休止することとしたい。 (なお、再度必要が生じた場合は、制度の再開を検討する。)

選定した特定の事件	農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成26年 3 月24日	
監査対象機関	農林水産部 管理局 農政課、農業振興局 農産園芸課担い手・農地保全対策室	
歌 本 の 娃 !	世署の内容	

「ビジネススキルアップ研修会」無料開催の妥当性について

【あぐりすとクラブ プロジェクト活動支援事業費】

この支援事業は、ビギナーズ活動支援事業・プロジェクト活動支援事業・プロフェッショナル活動支援事業と言ったように、各段階の農業者の育成、発展を主眼としているため、ターゲットを分けて支援事業を展開している点及び課題解決型の事業を展開している点は評価するものの、愛媛県が「ビジネススキルアップ研修会」を無料で実施する必要がなぜあるのか疑問である。「ビジネススキルアップ」意欲の有無は当人の問題である。対価を支払ってでも「ビジネススキルアップ」したいと思う人たちを対象にしているにもかかわらず、対価を徴収して実施しなければ、本当の意味での身に付く研修にならず、結局当人のためにはならないので、研修会は無料で行うのではなく、適切な金額を徴収して行うべきである。

受講者は研修会に対して、一般的に対価に相応する質を求めるが、お金を払っていなければどうしてもその価値が低く感じられ、欠席も多くなる傾向がある。それに対して有料の研修会では受講生が支払った金額以上のものを得ようとし、それ相応の質の高さを求める。そのため、研修を行う側も見合った内容を提供せざるを得なくなり、お互いに良好な緊張感を維持できるはずである。

農産物の価格低迷など農業経営が圧迫される中、所得を向上し経営を安定させるためには、これまでの生産部門のみならず、加工、販売分野を含めた経営のビジネス化が有効と考えている。現在では、国の施策において6次産業化事業の推進が打ち出され、その重要性は認識されているものの、事業を創設した平成23年頃は農業者の認識が薄く、何もない状態であった。

そのため、県施策として、6次産業化の有益性を多くの方々に周知するとともに、きっかけづくりから優良モデルの育成まで発展段階に応じて支援し、積極的に取り組んでいただくことを目的としていたことから、研修会に係る経費は県が負担していた。

なお、6次産業化のさらなる推進を図るため、平成26年度に、当該事業を 含む既存の関連事業を統合・集約する中で、国の交付金を活用した研修会に 移行している。

監査対象機関	農林水産部 農業振興局 農産園芸課
を を を を を を を を を を を を を を	措置の内容

計画的な指導について

【6次産業化産地ステップアップ事業費】

県が実施している6次産業化産地サポートは、まず、県下で活動する普及 指導員の内、81人の6次産業化支援担当普及指導員が生産者への指導の中で、 6次産業化ができる産地や生産者の掘り起こしを実施している。

普及指導員は6次産業化についても日々の活動の中で対応しており、記録は日々の指導記録の中に記入されている。6次産業化は綿密な計画と情報収取が必要であり、個別の案件について、時系列に応じてその時々に必要な支援があることから、通常の指導とは分けて記録・管理し、生産から将来の販路の確保まで計画的に進めることが重要であるとともに、計画の策定やその後の進捗管理について、適切に指導することが必要である。

この点、普及指導員が生産から販路の確保まで指導できるのか疑問を抱かざるを得ない。生産物を何に加工し、どのような商品にすれば市場のニーズを満たすのかという問題は、マーケット調査・価格策定・販売チャネルブラン別シミュレーション等のノウハウが必要であり、マーケットの専門家や実際の小売業者などから広く意見を収集したうえで、この意見をもとに個別に指導する必要がある。また、商品化後の販路については、県の営業本部との連携も必要となってくるであろう。現在は販路確保についてはサポートが実施されておらず、また出来る状況にもない。このため、今後は、ブランド戦

普及指導員による6次産業化の支援については、生産者からの相談に対して、専門家への助言を求めたり、先進地調査を行うなどの対応を行ってきたところである。

平成26年度から6次産業化の推進については、国、県、農林・商工関係団体に金融機関(伊予・愛媛・信連、政策金融公庫)等も加えた推進会議を設置し、推進方向の検討や情報共有を図るほか、農政課を総括窓口として、愛媛6次産業化サポートセンター(えひめ産業振興財団委託)、地方局、営業本部等による農商工連携のノウハウの活用など、総合的な相談・支援体制へと強化した。

サポートセンターには、加工技術や販路開拓、経営管理等の専門家である「6次産業化プランナー」が25名登録されていることから、これらの専門家を活用し、より適切な指導に努めることとしている。

なお、6次産業化の支援に関する記録については、平成26年度から、通常の指導とは分けて記録・管理している。

略課、営業本部と協力だけではなく、外部の専門家の意見も参考にして、販売経路を確保することが必要である。

この様に、県が進める6次産業化事業は、各段階において、必要な情報が 異なり、適切に指導できる者も異なってくると考える。このため、現在の普 及指導員のみに任せている体制は決して十分であるとはいえず、中途半端な 結果にしかならないと言わざるを得ない。予算を利用して事業を行う以上、 個々の案件は原則として成功させるということが必要であり、計画・商品化・ 販路確保の各段階において、より適切な指導を行えるような体制を構築しな ければならない。

例えば6次産業化事業を行うに当たって、「資金計画」と「利益計画」のシミュレーションは当然必要と思われる。このようなシミュレーションもなしに普及指導員の指導のみで素人がいきなり事業を行うのは余りにも無謀であると言わざるを得ない。このようなシミュレーションは必ずしも難しいものではないが、それでも一般的には各分野の専門家のノウハウがある程度は必要と思われる。

当該事業を行うべきか否かについては、条件を変更した「資金計画」及び「利益計画」をいくつか作成し、各専門家の意見も参考にして意思決定を行うことが重要である。経営に関しては素人であることを考えると、6次産業化という言葉に踊らされて決して無理な事業を行うべきではない。

農業経営の改善への寄与

【愛媛水田農業経営確立対策事業費】

愛媛水田農業経営確立対策事業は、最終的な目的である「農業経営の改善」にどの様に寄与したのであろうか。 農業経営の改善は言いかえれば農家の所得の上である。この最終的な目的を達成しているかどうかの分析が全くと言っていいほど実施されていない。この事業はそもそも、1農家当たり何円若しくは何%程度の所得の向上を目指したのであろうか。その目標設定さえできていないと言う状況であれば、十分な分析が行えないのも当然かもしれない。抽象的な目標では予算執行の適正性の判断は困難である。もし、農業経営の改善がされたという明確な結果が残せていないのであれば、改善できなかった理由若しくは改善できたかどうかの判断が出来ない理由を分析し、次年度以降、事業の継続を含め、意思決定に活かすことが必要である。

そもそも、機械化が進み、効率化が図られたとしても、そのことをもって 水田農業経営が確立されたとは言えない。水田農業経営の確立はそれほど簡単にできるものではなく、必要ならば予算を拡大し、確実に水田農業経営が確立出来る様にしなければならない。県として真剣に取り組むべき事象と捉えているならば、現在の取組みでは不十分で効果が薄いと言わざるを得ない。 農業経営の改善を最終的な目的として、本事業はまず、本県の特性に合った水田農業の維持発展のため、「売れる米づくり」や「麦の生産拡大」を推進してきたものであり、このため主食用米の生産数量の達成状況や麦・大豆等の生産状況をもって事業効果の確認をしてきたところである。

個々の機械の導入にあっては、「特定高性能農業機械導入計画」に基づき、 導入しているところであり、効率的かつ適正な利用ができている。

なお、本事業は平成24年度に終了しているが、今後の事業見直しに活用できるよう事業成果を検証できるような仕組みについても検討していきたい。

監 査 対 象 機 関

農林水産部 森林局 森林整備課

監査の結果

監査結果のフォローアップの必要性

【森林環境保全基金積立金】

森林環境税については、平成23年度の包括外部監査において『現在のような28事業もの多様な施策でなくても、「的を絞って重点的に行う」といった見直しを行うことで、さらなる効率的な施策を講ずることも十分可能ではないか。』と指摘されている。しかしながら、監査結果のフォローアップにおいては、同一の指摘で記載された「森林環境税の引き下げ検討」についてコメントされているのみで、事業数の絞り込みについては全くコメントされていない。

今後は一つの指摘事項に複数の内容が記載されている場合は、その全てについてフォローアップが必要である。そうしなければ、指摘事項についての 県の取り組み姿勢が県民には理解できない。

措 置 の 内 容 _____

平成27年度森林環境税の予算編成にあたっては、既存事業等を再検証し、 集約可能な事業については集約し、また、当初の目的を達成した事業につい ては、廃止するなど事業の縮減に努めた。しかしながら、第3期森林環境税 に係る県民意見交換会等での県民の意見を踏まえ、放置竹林対策や野生鳥獣 による獣害対策や主伐跡地の再造林対策等、新たな県民ニーズに対応するた め、新規事業を創設した結果、平成27年度予算においては、30事業と微増す る結果となった。

これら事業については、直面する県内林業の課題解決に向け、早急に取り 組むべき内容であり、また県民ニーズに応えることが必要なことからやむを 得ないと考えるが、御指摘の趣旨を踏まえ、今後は、さらなる事業の集約に 努めるとともに、早期に事業完了できるよう、より重点的で効率的な事業の 実施に努めることとしたい。

また、平成23年度の包括外部監査において指摘された事項へのフォローアップが十分でなかった点を踏まえ、一つの指摘事項に複数の内容が記載されている場合は、その全てについて説明し、県の取り組み姿勢を示すこととしたい。

監 査 対 象 機 関

農林水産部 森林局 林業政策課

監査の結果

延滞貸付金の回収可能性について 【林業改善資金特別会計】

平成24年度末における貸付金残高631 405 547円 (90件)のうち、56 910, 947円(9件)が延滞貸付金となっている。延滞貸付金が今後も増加してい けば、これから林業改善資金を利用しようとする者が新規の借入を受けられ ない等の影響を及ぼす可能性がある。

また、延滞貸付金が最終的に回収不可能となった場合、回収不能分につい ては、国と県がそれぞれ負担することとなる。県費を投じて貸付原資を造成 し、林業従事者等に貸付を行った結果、貸付金の回収ができないということ であれば、事業の是非が問われかねない。県は、延滞貸付先に対して、督促、 返済猶予、返済スケジュールの見直しを行うことにより、貸付金の回収に努 めているが、さらなる回収努力を行うと共に、貸付時の審査の強化も図るこ とが必要である。

余剰資金の縮小について

【林業改善資金特別会計】

林業改善資金の貸付原資合計1,006,991,000円に対し、貸付金残高は631,4 05 547円であり、余剰資金が375 585 453円存在している。直近5年間(平 成20年度~平成24年度)の新規貸付は年間8千万円程度と、資金需要が低迷 していることを考慮すると、余剰資金の縮小を図ることが必要である。

余剰資金が発生しているということは、資金が他にそれを必要とする事業 に回っていないということを意味する。また、余剰資金でもって、県債の償 還に充当することができれば、県が負担する利払いも緩和されることになる。 このため、来年度以降も、資金需要と資金残高をにらみ、余剰資金の縮小に 努めていくことが何より必要である。

なお、貸付原資は、国と県がそれぞれ資金を出し合ったものであるため、 余剰資金を縮小する場合は、国庫への戻し入れや県の一般会計への繰入が発 生する。余剰資金の縮小については、林野庁通知(平成20年9月)において も要請されており、県も通知に従い、平成26年度において、余剰資金の縮小 を計画しており、40,000千円を国庫に戻し入れ、20,000千円を県の一般会計 へ繰り入れる予定である。ただ、375 585千円の余剰資金残高に対し、合計 60,000千円の縮小では、縮小効果はまだ薄いと考えられるため、今後もさら なる縮小が必要である。

措置の内容

平成25年度は、返済の滞っている貸付先に対して積極的に支払督促を行う とともに、面談を通じて、経営状況に応じた分納償還を指導した結果、現在 一部償還がなされている。

また、県では確実な償還を確保するため、保証人及び担保の提供を求めて いるほか、貸付金額が500万円を超える場合、中小企業診断士による経営診 断を実施し、貸付の適否を決定している。

今後とも、貸付後の借受者の経営状況について、委託機関と情報交換を密 にし、適切な債権管理に一層努めてまいりたい。

林業改善資金特別会計を近年の貸付実績に応じた適切な規模とするため、 林野庁企画課長通知に基づき算出した額を平成26年9月に国庫及び県一般会 計へ返納した。

なお、平成27年度は、返還額算定の際に策定した5ヶ年間の事業計画に基 づき、平成26年度と同額の貸付枠を予定している。

おって、返納後2ヶ年度目(平成27年度)の実績において改善効果が見ら れない場合には、再度自主納付の検討を行うこととされているため、必要で あれば再度自主納付を検討することとし、貸付原資残高の適正化に努めてま いりたい。

監 査 対 象 機 関

農林水産部 水産局 漁政課

監査の結果

水産物輸出促進事業費の妥当性について

【水産物輸出促進事業費】

当該事業は、平成22年度より「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して、 南予地域の生産者団体等9社から構成される共同企業体(JV)である「愛 媛産水産物輸出促進共同企業体」を組織し(平成22年5月31日設立 通称: ナインウェーブ)、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立を目指 すべく、輸出業務に関する高いスキルを有した人材を雇用、当該業務に専従 させることにより、個々の事業者がこれまで中国進出に失敗してきた通関・ 代金回収等の輸出に係るリスクの低減と経費の軽減を図りつつ、産地が一丸 となって「商業ベース」での輸出を目指すことにより、愛媛県水産業の活性 化と漁家収入の向上に資することを目的として開始されたものである。

「ふるさと雇用再生特別基金」は平成23年度をもって終了することから、 平成24年度~平成25年度において、県事業として引き続きナインウェーブを 支援している。平成24年度の当初予算説明においてJV自活への方策として、 水産物以外の県産特産品の輸出や観光客の誘致などにも取り組みながら、ナ インウェーブ 9 社以外の協賛企業を増やし、会費収入や水産物以外の輸出取 扱手数料の増額を目指し、平成24年度~平成25年度の2箇年をもって自活す ることを目標として掲げていた。

平成24年度のナインウェーブ輸出実績は、輸出量12 285kg・輸出金額21 8 99千円という規模で、事業費55.744千円を到底賄えるものではない。県は、

水産物の輸出については、平成22年に、県漁連を始め宇和島市の水産会社 など9社が共同で「愛媛産水産物輸出促進共同企業体」(通称:ナインウェ ープ)を設立し、公募採用した最高執行責任者を中心に、販路開拓に取り組 んできた。

措置の内容

その結果、上海海之興進出口貿易有限公司(陳光偉総経理)を取引先とし た「牛鮮魚」の販売に成功し、国内では長崎県以外は絶対に無理と言われた 生鮮魚の「当日通関」を上海で実現した。輸出金額こそ、人件費を始め多額 の経費に見合うものではないものの、「生鮮魚」の輸出を一度も失敗するこ となく、合計260回も成功させた実績(輸出ノウハウの蓄積)は、水産業界 からも高く評価されている。

また、最終年度である平成25年度は、仕向地に大連市を追加して、民間企 業主体で輸出量の拡大に官民一体で取り組んできたところ、平成25年10月の 副知事による中国訪問を突破口に、大連「愛媛フェア」において、上海に続 き、中国で2都市目の鮮魚輸出で「当日通関」に成功(日本初)するなど、 後発組の本県が、今や、47都道府県の最先端を走っていると認識している。

このように、企業体に参加した企業それぞれに民間べ - スでの輸出体制が 順調に形成されつつあるところに加え、上海ル - トについては、平成26年2 月以降、県主導の輸出から民間企業主体の輸出に入ったことから、計画どお J V 自活の道はあきらめ、J V 参加の個別企業へノウハウ移転や輸出ルート確立を目指している。実際、J V 内の数社は、独自に輸出を開始しているとのことである。平成24年度と25年度合わせて約1億円という多額の県費を使い、結果として、単なる個別企業の中国輸出支援という形に終わろうとしている当該事業について、事業の有効性を考えると適正な予算の執行と言えるのか大いに疑問がある。J V 組成は産地が一丸となって取り組む産地連携体の誕生として期待されたが、そもそもJ V 各社の費用負担が各社月額2万円(@20 000円×9社×12月=2,160,000円)のみで、県民感覚では、費用負担が軽すぎる感が否めない。月額2万円の負担程度しか取組みを続けるだけの気力・体力がない企業であれば、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立などできるとは到底考えられない。それともJ V 各社はこれ以上自己資金をつぎ込むほどには魅力がない事業であったのであろうか。産地が一丸となって「商業ベース」での輸出を目指すのであれば、各企業もそれ相応の負担をする必要があるはずだ。何もかも県が負担するのでは県民の理解は得られないと思われる。

確かに、中国は大市場で、県産水産物の輸出が軌道に乗れば、生産者・事業者が潤い、ひいては県にとって有益であることは理解できる。今後、当事業の成果が水産物に留まらず、それ以外の県産特産品の輸出や観光客の誘致などにも繋がるような、投資に見合った成果が発現されるよう願いたい。

延滞貸付金に対する管理について

【沿岸漁業改善資金特別会計】

沿岸漁業改善資金について、直近 5 年間 (平成20年度~平成24年度)の新規貸付は、年間 1 千万円程度と低い水準で推移しており、平成25年10月時点の貸付残高は57 586 000円 (51件)となっている。

沿岸漁業改善資金が余り使われていない理由としては、同じく漁業従事者等に対する支援として、漁業近代化資金があるからである。漁業近代化資金の平成22年度の新規貸付は3,333,060千円(306件)、平成22年度末の貸付残高は12,125,153千円であり、漁業近代化資金の方が非常に規模が大きい。漁業近代化資金は利子補給であるのに対し、融資条件が合えば、沿岸漁業改善資金は無利息なので有利ではあるのだが、低金利の昨今では沿岸漁業改善資金のメリットが薄れてしまっている。沿岸漁業改善資金は漁業近代化資金に比べ申し込み手続がより煩雑なことも利用を減少させる要因となっている。

制度の利用状況を鑑みれば、沿岸漁業改善資金を廃止し、漁業近代化資金に一本化すべきとも考えられる。制度対象が微妙に異なることや、沿岸漁業改善資金が無利子であるというメリットを考えれば、県は制度の存続を望んでいるようである。係る事務コストも年間1,197千円程度であり、県の主張にも合理性はあると思われる。

ただ、制度を維持していく上で、延滞貸付金の発生を防止することが必要である。平成24年度末において、3 237 517円(2件)の延滞貸付金が発生している。県は、延滞貸付先に対して、督促、返済猶予、返済スケジュールの見直しを行うことにより、貸付金の回収に努めているが、さらなる回収努力を行うと共に、貸付時の審査の強化も図ることが必要である。

財務改善計画の遂行について

【漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費】

国は、厳しい経営環境の中、合併等で漁協の経営基盤を強化する施策を推進しているが、本事業は、事業開始当時、合併を行う漁協、近隣漁協へ事業譲渡を行う漁協、信漁連への信用事業譲渡を行う漁協などが、その財務改善を図るにあたって金融機関(信漁連)から借入を行うに際し、国、県、市町及び系統団体が利子補給を行うものである。漁協としては、長期の借入を行

リ平成25年度で県の中国向けの輸出支援を終了したところである。

(平成25年度は、上海・大連の合計で、県負担額(50,034千円)を上回る輸出実績(50,980千円)となっている。)

JV各社は、毎月の定例会を「最高意思決定機関」とし、その決定事項を受けた事務局が各社の協力を得て実行に移すという今の手法を高く評価しており、各社に多額の負担を求めずに、県の主導で問題解決に取り組む姿勢こそが、JV各社の思惑を捨てさせ、産地が共通の目的に向かって結束する糧となっていたとみている。

なお、国内販売でライバル関係にあり、主義主張の異なる大手水産会社を一つに束ねるという、この事業のスキ - ム(委託事業という枠組み)が予想を超える成果を出すところまで成熟したことから、次年度以降の輸出についても、このスキ - ムを活用したいと考えている。

現在、旧ナインウェーブの上海ルートについては、ナインウェーブに参加した宇和島市の水産会社が後継となって、これまでの輸出ノウハウの蓄積を基に、週2回の空輸に鋭意取り組んでいるところであり、平成26年4月からは生鮮マグロのほか、ブリとマダイのみかんフィッシュの2トップを加えるなど、平成26年9月までの上期だけで平成25年度の輸出実績を上回り、輸出金額も昨年の約2倍増となっている。

さらに大連ルートについては、大連の中国全土に向けたハブ市場としての 役割を追い風に、冷凍ブリ・フィ・レの輸出が好調で、昨年1年間のナイン ウェーブの輸出金額に並ぶ大型輸出を、上海ル・トとは別のナインウェーブ に参加した宇和島市の水産会社が、平成26年4月早々に実現し、順調に推移 している。

また、知事が提唱した「えひめ発の規制緩和提言」が実現したことにより、 県内では6か所(四国中央・西条・今治・中予・八幡浜・宇和島)の保健所 で、中国向けの衛生証明書の発行が可能となり、さらに平成26年6月から休 日の対応も加わり、民間企業主体の恒常的な輸出展開を期待できる環境が整っている。

このため、県では、海外への販路拡大による国内市場の需給調整と価格安定を、養殖業者の経営発展につなげてまいりたいと考えており、とりわけ、中国は魅力的な市場であることから、当該事業で得た輸出ノウハウを活用しつつ、証明書発行などの側面的な支援はもとより、愛のくにえひめ営業本部を拠点として、県内企業に対し確実にビジネスチャンスを提供するなど、今後とも、愛育フィッシュの実需の創出に努めてまいりたい。

当該資金において、平成26年9月末現在で債権が残っているのは、平成12年度以降の貸付で合計36件であり、このうち延滞は2件である。うち1件は、全国的な経済不況による真珠産業の衰退により廃業に追い込まれたもの、他の1件は、債務者の病気療養及び死亡により延滞となったものであり、いずれも貸付審査において延滞を予見することは、困難であったと考える。

貸付決定に際しては、外部有識者を委員に含む同資金運営協議会に意見を 求めるなど最善を尽くしているところであるが、今後とも、経営内容、資産・ 負債状況等をより一層精査するなど審査を強化することとしたい。

また、貸付後は、所属漁協等と連携を密にして、債務者の経営状況等に関して情報収集するとともに、事業活動に関しても地方局の水産業普及指導員が指導・助言するなどして、延滞の発生防止に努めてまいりたい。

さらに、延滞発生時には、「同資金貸付債権保全等事務の取扱いについて」(H18.5.10漁政課長通知)に基づき、督促面談等を実施することとしており、上記2債務者からは、不定期ながら継続して回収できている。なお、これら2者は既に漁業を廃業した上、多重債務を抱えており、過度の督促を進めることは返済意欲を削ぐ懸念もあるため、今後とも、所属漁協等と連携して、債務者の収支状況を見極めつつ、可能な限り早期の完済が実現できるよう努めてまいりたい。

下灘漁協では、平成25年度も修正した財務改善計画を上回る実績(当期剰余金)となったことから、繰越欠損金も計画を上回る順調な解消となっている。

このため、今後とも、愛媛県漁協経営改善支援検討会等による財務改善計画の進捗管理や見直し等について、漁協・系統と協議する等により経営改善

うことで、徐々に財務改善を図ることができ、さらに、県等の利子補給を受けることによって、借入金に対する利息の支払いが免除されるため、財務基盤が強化される効果がある。

但し、利子補給を受けようとする漁協は、財務改善計画を策定し、原則として10年間で目標を達成する必要がある。監査人が関係資料を閲覧したところ、愛南漁協については、平成17年度の合併時点から年々の欠損金の解消が進んでおり、財務改善計画が進行していることを確認した。一方、下灘漁協については、真珠関係の養殖業が、世界同時不況の影響を大きく受け、平成21年度に大幅な赤字が生じたため、平成22年度に622 534千円の減資を行い、欠損金の解消を図るとともに、財務改善計画を修正し、欠損金の解消を進めている。

当初の計画では、本事業は平成27年に終了する予定であり、10年間の事業を通じて、県は総額で下灘漁協に196,324千円、愛南漁協に70,761千円の利子補給を行う予定であるが、下灘漁協については、世界同時不況の影響を受けたとはいえ、当初の財務改善計画が予定通り進まなかったことについては、徹底的な原因分析を行い、以後、目標達成のため関係者にさらなる努力を促すことが必要である。

漁協に対する監督のあり方について

【漁協等経営基盤強化推進利子補給事業費】

事業対象である三崎漁協の財務改善計画を見ると、欠損金の金額が大きいため国、県、町及び系統団体の支援を得て10年で欠損金を解消する計画となっており、財務改善計画を達成するため、様々な取り組みを行っている。ただ、平成24年度の業務報告書を見ると、283,308千円の税引前当期利益が計上されているものの、その内訳は信漁連からの支援金から成る244,156千円の特別利益であり、この特殊要因を除いた通常の収益力を示している経常利益の額は39,158千円に過ぎない。

また、平成25年3月末の利益剰余金の額は 1,363,344千円となっており、 今後も、より厳しく上記の方策を遂行するとともに、系統団体からの支援を 受けながら、財務状況の改善を図らなければならないが、厳しい道のりであ ると予想される。

そもそも、三崎漁協に対する支援が必要となったのは、販売事業の業績悪 化や長年の不正経理により、三崎漁協の財務基盤が大きく毀損されたためで まる。

このため、この不正経理を受けて、平成24年2月、三崎漁協では経営改善計画書を策定し、不祥事再発防止のための体制整備に努めることとされた。 また、県においても検査・監督機能を強化するように見直された。

ただ、検査を実施する上で重要なのは、担当者がおかしいと感じたことは、 例えマニュアルには定められていなくても、納得のいくまで追究する姿勢で あり、検査を実施する者と受ける者との間にいい意味での緊張感がそこにな ければならない。

今後の検査・監督においては、その点についても意識していただきたい。

三崎漁協不正経理問題に対する県の対応について

【漁協等経営基盤強化推進利子補給事業費】

第三者委員会の報告書について、県にもその結果しか報告されなかったため、監査人が拝見したのもその結果のみである。この委員会でどのような議論がなされ、どのような過程で結論に至ったかは知りえない。ただ経営改善委員会には、県も委員として参画し、議論に加わるとともに、改善要望された事項に関しては、進捗管理チーム(毎月)、検討会(四半期)、委員会(年2回)の委員等となっており、進捗状況を検証し、経営改善に関与を行っている。そのような状況ではあるが、その後見直された検査・監督機能ではまだ不十分ではないかと監査人には思われる。

漁業協同組合に対する検査体制の見直しの検討

【漁協等経営基盤強化推進利子補給事業費】

地元の新聞のニュースによれば、八幡浜漁業協同組合は2012年度決算で約6億2,800万円の累積赤字を抱えており、「多額の累積赤字に至った責任の所在を明確にするため、第三者委員会を設置した」とある。この累積赤字が表面化したのは前年度であるが、その問題の原因は前期にのみ発生した訳ではない。その一部については県も従来から認識し、組合に指摘して改善を要請していた。ただその指摘に関しては長期に渡って改善されず2012年の赤字決算になったとのことである。県としても問題点に関して指摘だけではなく、

を図ることとしたい。

三崎漁協において不正経理が発覚して以降は、「外部確認」による検証を 積極的に行うなど、検査手法を見直し、平成23年度以降延べ13漁協に54件の 外部確認を実施してきたところである。

また、各漁協の決算書等の数値をデータベース化して分析を行うほか、実地検査においては、「漁協の役職員を緊張自省させ、不正行為の発生を未然に防止する」ことを念頭に、漁協の業務及び会計が適正かつ妥当であるか判断するに足りる根拠を得るまで究明するなど、深度ある検証を実践しているところであり、今後更に徹底していきたい。

三崎漁協の経営改善の実施にあたっては、進捗管理チーム等で厳しくチェックを行うとともに、経営改善計画の実行性を高めるため、県が伊方町・系統団体をメンバーとする検討会を開催し、積極的に関与を行っている。

また、漁協の検査にあたっては、平成23年度以降、検査手法を見直し、組合が行った取引のうち、関係資料が未整備である場合や帳簿、伝票等の金額が一致しない場合などについては、取引相手先の債権・債務の実在性について書面により確認する「外部確認検査」を導入し、これまでに延べ13漁協に54件の確認を実施してきたところである。

さらに、平成27年度からは特別検査員(公認会計士)による検査を強化(4組合 5組合)する予定であり、今後も、深度ある検証が行えるよう検査手法について不断の見直しを行うこととしている。

これまでも、漁協への指導は厳しい姿勢で臨んできたが、今後は長期の指導にもかかわらず、改善が見られない漁協に対しては、「必要措置命令」等の発令も見据えた、より厳しい姿勢での指導を行うこととしている。

また、検査については、これまでも、検査担当職員を国等が実施する研修等に積極的に派遣し、資質向上に努めるとともに、検査手法について不断の見直しを行ってきたところであるが、今年度からは、さらに、部内団体検査関係課(農業経済課、林業政策課、漁政課)合同の検査担当者会を開催し、

様々な手立てを講じてきたとのことであるが、長期に渡っての指導にもかか わらず、改善がなされないというのであれば、ある一定の段階で例えば「必 要措置命令」を行ってでも改善を求める必要があったのではなかろうか。

三崎漁協の問題点は先に指摘したが、その教訓が生かされたのであろうか。 このような問題が連続して発生することに対しては県も検査方法の見直し等 を行っており、対策も行っている。ただ、三崎漁協の指摘でも記載している が「県民が報道などを通じて思うのは、県内のほかの漁協、農協も含めて、 協同組合の会計は大丈夫なのかという疑念が起きても不思議ではないと思う。 県としては、ほかの漁協などに対して、検査機能を新たにプラスしていく考 えはあるか。」という定例記者会見での記者からの質問が現実問題になった と思われる。その意味でも先に記載したように県の検査機能のより一層の強 化が求められる。

漁協は本来組合員のための協同組織ではあるが、預貯金等を受け入れて信 用事業を行っている場合は金融機関でもある。このため、信用事業実施組合 については、預金者保護のためにも、系統金融検査マニュアルに基づき、事 業運営の合法性等の事後的なチェックに重点を置くとともに、金融、経済、 社会情勢の変化等に対応しつつ、組合の健全性の確保に資するように的確な 検査の実施を心掛けていただきたい。

情報共有を図るとともに、効果的な検査手法について意見交換を行い、検査 機能の強化を図っているところである。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育職員の免許に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年3月27日

> 愛媛県教育委員会 委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教育職員の免許に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

孙 正 徭 孙 正 前 (用語) (用語)

第2条 この規則で、次の左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲 **│ 第2条** この規則で、次の左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲 げるものをいう。

左欄	右欄
省略	
12年改正法	省略
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律(平成18年法律 第77号)
省略	

(免許状更新講習を受講できる者)

- **第5条の2** 更新講習規則第9条第1項第2号又は第3号に規定す │ **第5条の2** 更新講習規則第9条第1項第2号又は第3号に規定す る免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 愛媛県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学 校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校 法人の理事
 - (4) 愛媛県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人 の理事

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免

左欄	右欄
省略	
12年改正法	省略
省略	

(免許状更新講習を受講できる者)

- る免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) (2) 省略

げるものをいう。

(3) 愛媛県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学 校又は特別支援学校 を設置する学校 法人の理事

(普通免許状の検定及び授与等の出願)

第10条 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受│**第10条** 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受 け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免

許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書 類(法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつて は、第4号又は第11号に掲げる書類を除く。)を提出しなければ ならない。

(1)~(10) 省略

(11) 認定こども園法第15条第1項及び第4項に規定する職員の経 験を有する者(同法附則第5条第1項に規定する者のうち幼稚 園の教諭の普通免許状を有する者を除く。)にあつては、児童 福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する 保育士登録証の写し

(12) 省略

様式第19号(第15条の2関係) 有効期間更新(更新講習修了確 │**様式第19号**(第15条の2関係) 有効期間更新(更新講習修了確

2 修了又は履修した免許状更新講習

領域	省略		
必修領域	省略		
選択必修領域		<u>年 月 日</u>	教・養・栄
選択領域	省略		

注1 省略

2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子 どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携 協力についての理解に関する事項」について講習を履修し た場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導そ の他教育の充実に関する事項」について講習を履修した場 合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

省略

許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書 類(法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつて は、第4号_____に掲げる書類を除く。)を提出しなければ ならない。

(1)~(10) 省略

(11) 省略

認)等申請書

省略

2 修了又は履修した免許状更新講習

<u>事項</u>	省略	
教職についての省察並		
びに子どもの変化、教		
育政策の動向及び学校	省略	
の内外における連携協	目哈	
力についての理解に関		
する事項		
教科指導、生徒指導そ		
の他教育内容の充実に	省略	
関する事項		

注 省略

省略

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 正 (各課及び室の所掌事務) (各課及び室の所掌事務) 第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 省略 保健体育課(第5号、第6号及び第8号の事務のうち競技力向上 保健体育課(第5号、第6号及び第8号の事務のうち競技力向上 対策に関する事務にあっては、国体競技力向上対策室の所掌とす 対策に関する事務にあっては、国体競技力向上対策室の所掌とす る。) る。) (1)~(6) 省略 (1)~(6) 省略 (7) 地教行法第27条の4及び第27条の5の規定による求めに対す (7) 地教行法第27条の2 の規定による求めに対す る助言及び援助に関すること(第1号から第4号までの事務に る助言及び援助に関すること(第1号から第4号までの事務に 関することに限る。)。 関することに限る。)。

(8) 省略

義務教育課

義務教育課

(8) 省略

- (1)~(12) 省略
- (13) 地教行法第27条の4及び第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること(他の主管に属するものを除く。)に限る。)。

高校教育課

- (1)~(18) 省略
- (19) 地教行法<u>第27条の5</u>の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(高等学校及び中等教育学校の後期課程における 第14号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導 に関すること(他の主管に属するものを除く。)に限る。)。

人権教育課

- (1)~(5) 省略
- (6) 地教行法<u>第27条の4及び第27条の5</u>の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(第2号及び第3号の事務に関することに限る。)。
- (7) 省略

特別支援教育課

- (1)~(7) 省略
- (8) 地教行法<u>第27条の4及び第27条の5</u>の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(第5号の事務に関することに限る。)。
- (9) 省略

- (1)~(12) 省略
- (i3) 地教行法第27条の2 の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること(他の主管に属するものを除く。)に限る。)。

高校教育課

- (1)~(18) 省略
- (19) 地教行法<u>第27条の2</u>の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(高等学校及び中等教育学校の後期課程における第14号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(他の主管に属するものを除く。)に限る。)。

人権教育課

- (1)~(5) 省略
- (6) 地教行法<u>第27条の 2</u> の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(第2号及び第3号の事務に関することに限る。)。
- (7) 省略

特別支援教育課

- (1)~(7) 省略
- (8) 地教行法<u>第27条の 2</u> の規定による求めに対する助言及び援助に関すること(第 5 号の事務に関することに限る。)。
- (9) 省略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第19号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第11条第1項、第26条第5項及び第37条第1項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定有形文化財の指定を解除し、愛媛県指定無形文化財の保持者に追加認定し、及び愛媛県指定天然記念物に指定する。

平成27年3月27日

愛媛県教育委員会 委員長 松 岡 義 勝

1 指定を解除する有形文化財

名 称	員 数	参考
刀(銘 備前國長船勝光児嶋ニテ作)	1 🏻	昭和34年3月31日指定
太刀(銘 正恒)	1 🏻	昭和43年3月8日指定
短刀(銘 備州長船兼光)	1 🏻	昭和34年3月31日指定
太刀(銘 備前国 以下切)	1 🏻	昭和34年5月4日指定
太刀(銘 一)	1 🏻	昭和43年3月8日指定
太刀(銘 備中国住家次作)	1 🏻	昭和43年3月8日指定
脇差(銘 肥後守藤原輝廣)	1 🏻	昭和46年4月6日指定

2 追加認定する無形文化財の保持者

名		称			保	持	者		
1		小小	氏	名	生年月日			住	所
砥音	邭焼		工藤	省治	昭和9年7月3	80日	伊予郡砥	5.部町王	ā本松888番地

3 指定する天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
豊茂のスダジイ	大洲市豊茂丙30番地	松山市西長戸町167番地 7 山尾久志	1本
無事喜地のタブノキ	大洲市長浜町今坊甲1829番地	大洲市長浜甲318番地 矢野上和雄	1本

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1149

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(災害応急作業等手当)	(災害応急作業等手当)
第34条の4 省略	第34条の4 省略
2 条例附則第5項第1号エの人事委員会が定める施設は、免震重	2 条例附則第5項第1号エの人事委員会が定める施設は、免震重
要棟 <u>及び新事務棟</u> とする。	要棟とする。
3~7 省略	3 ~ 7 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1150

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 正 別表第15(第4条関係)

医療職給料表□級別資格基準表

四州 工手	* E 2 + 7	職務の級			
職種	学歴免許等 	1級	2 級	3 級	
省略					
	短大3卒		<u>1</u>	5	
歩 利		0	1	<u>6</u>	
歯科技工士 短大 2 卒	(有十2女		2 .5	5	
	<u>超入 2 卒</u>	0	<u>2 .5</u>	<u>8</u>	

別表第15(第4条関係)

医療職給料表□級別資格基準表

職 種 学歴免許等	職務の級			
職種 学歴免許		1 級	2 級	3 級
省略				
	短大卒		<u>2 .5</u>	5
 歯科技工士		0	<u>2 .5</u>	<u>8</u>
图科技工工	宣		<u>5</u>	5
<u>高校卒</u>		0	<u>5</u>	<u>10</u>

省略			
		l	

備考 省略

別表第27(第10条関係)

医療職給料表□初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
省略		
# N ++ T -L	短大 3 卒	1級19号給
歯科技工士	短大 2 卒	1 級13号給
省略		

備考 省略

別表第33(第22条関係)

昇格 時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した			昇 梢	各後	ص ا	号 給		
日の前日								
に受けて	2 級	3級	4級	5 級	6級	7級	8級	9級
いた号給								
1 ~ 32	省略							
33	1	17	17	25	25	21	21	<u>13</u>
34 ~ 36	省略							
37	5	21	21	29	29	23	25	<u>14</u>
38	6	22	22	30	30	23	25	<u>14</u>
39 • 40	省略							
41	9	25	25	33	33	25	27	<u>15</u>
42	10	26	26	34	34	25	27	<u>15</u>
43	11	27	27	35	35	26	28	<u>15</u>
44	省略							
45	13	29	29	37	37	27	28	<u>16</u>
46	省略							
47	15	31	31	39	39	28	<u>28</u>	
48 ~ 50	省略							
51	19	35	35	43	42	29	<u>29</u>	
52	20	36	36	44	42	<u>29</u>	<u>29</u>	
53 • 54	省略							
55	23	39	39	47	44	<u>30</u>	<u>30</u>	
56	24	40	40	48	44	<u>30</u>	<u>30</u>	
57	25	41	41	49	45	31	<u>30</u>	
58	25	41	42	50	45	<u>31</u>	省略	
59	26	42	43	51	46	<u>31</u>	<u>31</u>	
60	26	42	44	52	46	<u>31</u>	<u>31</u>	
61	27	43	45	53	47	<u>31</u>	<u>31</u>	
62	27	43	45	54	47	<u>31</u>		
63	28	44	45	55	48	<u>31</u>		
64	28	44	46	56	48	<u>31</u>		
65	29	45	46	57	49	31		

省略		
H ***		

備考 省略

別表第27(第10条関係)

医療職給料表□初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
省略		
#N#T_	短大卒	1 級13号給
歯科技工士	高校卒	1級3号給
省略		

備考 省略

別表第33(第22条関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

一 行以職	1 行政職給料表昇格時号給対応表									
昇格した			昇 格	各後	o i	号 給				
日の前日										
に受けて	2 級	3 級	4級	5 級	6級	7級	8級	9級		
いた号給										
1 ~ 32	省略									
33	1	17	17	25	25	21	21	<u>14</u>		
34 ~ 36	省略									
37	5	21	21	29	29	23	25	<u>15</u>		
38	6	22	22	30	30	23	25	<u>15</u>		
39 • 40	省略									
41	9	25	25	33	33	25	27	<u>16</u>		
42	10	26	26	34	34	25	27	<u>16</u>		
43	11	27	27	35	35	26	28	<u>16</u>		
44	省略									
45	13	29	29	37	37	27	28	<u>17</u>		
46	省略									
47	15	31	31	39	39	28	<u>29</u>			
48 ~ 50	省略									
51	19	35	35	43	42	29	<u>30</u>			
52	20	36	36	44	42	<u>30</u>	<u>30</u>			
53 • 54	省略									
55	23	39	39	47	44	<u>31</u>	<u>31</u>			
56	24	40	40	48	44	<u>31</u>	<u>31</u>			
57	25	41	41	49	45	31	<u>31</u>			
58	25	41	42	50	45	<u>32</u>	省略			
59	26	42	43	51	46	<u>32</u>	<u>32</u>			
60	26	42	44	52	46	<u>32</u>	<u>32</u>			
61	27	43	45	53	47	<u>32</u>	<u>33</u>			
62	27	43	45	54	47	<u>33</u>				
63	28	44	45	55	48	<u>33</u>				
64	28	44	46	56	48	<u>33</u>				
65	29	45	46	57	49	<u>33</u>				

66 67 68 69 70	29 30 30 31 31 32	45 46 46 47 47	46 47 47 47	58 59 60	49 50 50	31 31 32	
68 69	30 31 31	46 47	47	60			
69	31	47			50	32	
	31		47	C1			
70		47		61	50	<u>32</u>	
	32		48	62	50	<u>32</u>	
71		48	48	63	<u>50</u>	<u>32</u>	
72	32	48	48	64	<u>50</u>	<u>32</u>	
73	33	49	49	65	<u>50</u>	<u>32</u>	
74	33	49	49	66	<u>50</u>	<u>32</u>	
75	<u>34</u>	49	49	67	<u>50</u>	<u>32</u>	
76	34	49	50	68	<u>50</u>	<u>32</u>	
77	<u>35</u>	50	50	68	<u>51</u>	<u>32</u>	
78	<u>35</u>	50	50	<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	
79	<u>36</u>	50	51	<u>68</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	
80	<u>36</u>	50	51	68	<u>51</u>	<u>32</u>	
81	<u>37</u>	51	51	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>33</u>	
82	<u>38</u>	51	52	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>33</u>	
83	<u>39</u>	51	52	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>34</u>	
84	<u>40</u>	51	52	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>34</u>	
85	<u>41</u>	52	53	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>35</u>	
86	<u>41</u>	52	53	<u>70</u>	<u>51</u>		
87	<u>42</u>	52	53	<u>70</u>	<u>51</u>		
88	<u>42</u>	52	53	<u>70</u>	<u>51</u>		
89	<u>43</u>	53	54	<u>71</u>	<u>52</u>		
90	<u>43</u>	53	54	<u>72</u>	<u>52</u>		
91	<u>44</u>	53	54	<u>73</u>	<u>52</u>		
92	<u>44</u>	53	54	<u>74</u>	<u>52</u>		
93	<u>45</u>	53	55	<u>75</u>	<u>53</u>		
94 ~ 125	省略						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した			昇 村	各 後	の !	号 給		
日の前日								
に受けて	2 級	3 級	4級	5 級	6級	7級	8 級	9級
いた号給								
1 ~ 47	省略							
48	40	36	32	24	40	40	36	<u>30</u>
49	41	37	33	25	41	41	37	<u>30</u>
50 • 51	省略							
52	44	40	36	28	44	44	40	<u>31</u>
53	45	41	37	29	45	45	41	<u>31</u>
54	46	42	38	30	46	46	<u>41</u>	<u>31</u>
55	47	43	39	31	47	47	<u>42</u>	<u>31</u>
56	48	44	40	32	48	48	<u>42</u>	<u>32</u>
57	49	45	41	33	49	49	<u>43</u>	<u>32</u>

66	29	45	46	58	49	<u>34</u>	
67	30	46	47	59	50	34	
68	30	46	47	60	50	<u>34</u>	
69	31	47	47	61	50	<u>34</u>	
70	31	47	48	62	50	<u>35</u>	
71	32	48	48	63	<u>51</u>	<u>35</u>	
72	32	48	48	64	<u>51</u>	<u>35</u>	
73	33	49	49	65	<u>51</u>	<u>35</u>	
74	33	49	49	66	<u>51</u>	<u>36</u>	
75	<u>33</u>	49	49	67	<u>52</u>	<u>36</u>	
76	34	49	50	68	<u>52</u>	<u>36</u>	
77	<u>34</u>	50	50	68	<u>52</u>	<u>37</u>	
78	<u>34</u>	50	50	<u>69</u>	<u>52</u>	_	
79	<u>35</u>	50	51	<u>69</u>	<u>53</u>	_	
80	<u>35</u>	50	51	<u>70</u>	<u>53</u>	_	
81	<u>35</u>	51	51	<u>70</u>	<u>53</u>	_	
82	<u>36</u>	51	52	<u>71</u>	<u>53</u>	_	
83	<u>36</u>	51	52	<u>71</u>	<u>54</u>	_	
84	<u>36</u>	51	52	<u>72</u>	<u>54</u>	_	
85	<u>37</u>	52	53	<u>72</u>	<u>55</u>	_	
86	<u>37</u>	52	53	<u>73</u>	_		
87	<u>38</u>	52	53	<u>73</u>	_		
88	<u>38</u>	52	53	<u>74</u>	_		
89	<u>39</u>	53	54	<u>74</u>	_		
90	<u>39</u>	53	54	<u>75</u>	_		
91	<u>40</u>	53	54	<u>75</u>	_		
92	<u>40</u>	53	54	<u>76</u>	_		
93	<u>41</u>	53	55	<u>77</u>	_		
94 ~ 125	省略						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

	4 WH 1 1 12			• . •				
昇格した			昇 柞	各 後	თ !	号 給		
日の前日								
に受けて	2 級	3 級	4級	5 級	6級	7級	8 級	9級
いた号給								
1 ~ 47	省略							
48	40	36	32	24	40	40	36	<u>31</u>
49	41	37	33	25	41	41	37	<u>31</u>
50 • 51	省略							
52	44	40	36	28	44	44	40	<u>32</u>
53	45	41	37	29	45	45	41	<u>32</u>
54	46	42	38	30	46	46	<u>42</u>	<u>32</u>
55	47	43	39	31	47	47	<u>43</u>	<u>32</u>
56	48	44	40	32	48	48	<u>44</u>	<u>33</u>
57	49	45	41	33	49	49	<u>45</u>	<u>33</u>

-			T-13%.Z	, - 5 /	JZ/ LJ						<u> </u>
		58	50	46	42	34	50	49	<u>43</u>	<u>32</u>	
		59	51	47	43	35	51	49	44	<u>32</u>	•
	•	60	52	48	44	36	52	50	<u>44</u>	<u>32</u>	•
		61	53	49	45	37	53	50	<u>44</u>	<u>32</u>	•
		62	54	50	46	38	54	50	<u>44</u>		
		63	55	51	47	39	55	51	<u>44</u>		
		64	56	52	48	40	56	51	<u>44</u>		
		65	57	53	49	41	57	51	<u>44</u>		
		66	58	54	50	42	58	52	<u>44</u>		
		67	59	55	51	43	59	52	<u>44</u>		
		68	60	56	52	44	60	52	<u>44</u>		
		69	61	57	53	45	61	52	<u>45</u>		
		70	62	58	54	45	62	<u>52</u>	<u>45</u>		
		71	63	59	55	46	63	<u>52</u>	<u>45</u>		
		72	64	60	56	46	64	<u>52</u>	<u>45</u>		
		73	65	61	57	47	65	<u>52</u>	<u>45</u>		
		74	66	62	58	47	66	<u>52</u>	<u>45</u>		
		75	67	63	59	48	67	<u>52</u>	<u>45</u>		
		76	68	64	60	48	68	<u>53</u>	<u>45</u>		
		77	69	65	61	49	68	<u>53</u>	<u>45</u>		
		78	70	66	62	50	<u>68</u>	<u>53</u>	<u>45</u>		
		79	71	67	63	51	69	<u>53</u>	<u>45</u>		
		80	72	68	64	52	70	<u>53</u>	<u>46</u>		
		81	73	69	65	53	<u>71</u>	<u>53</u>	<u>46</u>		
		82	74	70	66	54	<u>72</u>	<u>53</u>	<u>46</u>		
		83	75	71	67	55	<u>73</u>	<u>53</u>	<u>47</u>		_
		84	76	72	68	56	<u>74</u>	<u>53</u>	<u>47</u>		
		85	77	73	69	57	<u>75</u>	<u>53</u>	<u>47</u>		-
		86	78	74	69	57	<u>76</u>	<u>53</u>			
		87	79	75	70	58	<u>77</u>	<u>53</u>			
		88	80	76	70	58	<u>78</u>	<u>54</u>			
		89	81	77	71	59	<u>79</u>	<u>54</u>			
		90	81	78	71	59	<u>80</u>	<u>54</u>			
		91	82	79	72	60	<u>81</u>	<u>55</u>			-
		92	82	80	72	60	<u>82</u>	<u>55</u>			
		93	83	81	73	61	<u>83</u>	<u>55</u>			
		94 ~ 112	省略								
		113	97	97	91	<u>68</u>					
		114	97	98	91	<u>68</u>					
		115	98	99	92	<u>68</u>					
		116	98	100	92	<u>68</u>					
		117	省略	,							
		118	99	101	93	<u>69</u>					
		119	100	101	<u>94</u>	<u>69</u>					

58	50	46	42	34	50	49	<u>46</u>	<u>33</u>
59	51	47	43	35	51	49	<u>47</u>	<u>34</u>
60	52	48	44	36	52	50	48	34
61	53	49	45	37	53	50	<u>48</u>	<u>35</u>
62	54	50	46	38	54	50	<u>48</u>	
63	55	51	47	39	55	51	<u>49</u>	
64	56	52	48	40	56	51	<u>49</u>	
65	57	53	49	41	57	51	<u>49</u>	
66	58	54	50	42	58	52	<u>50</u>	
67	59	55	51	43	59	52	<u>50</u>	
68	60	56	52	44	60	52	<u>50</u>	
69	61	57	53	45	61	52	<u>51</u>	
70	62	58	54	45	62	<u>53</u>	<u>51</u>	
71	63	59	55	46	63	<u>53</u>	<u>51</u>	
72	64	60	56	46	64	<u>53</u>	<u>52</u>	
73	65	61	57	47	65	<u>53</u>	<u>52</u>	
74	66	62	58	47	66	<u>54</u>	<u>52</u>	
75	67	63	59	48	67	<u>54</u>	<u>53</u>	
76	68	64	60	48	68	<u>54</u>	<u>53</u>	
77	69	65	61	49	68	<u>54</u>	<u>53</u>	
78	70	66	62	50	<u>69</u>	<u>55</u>	_	
79	71	67	63	51	69	<u>55</u>	_	
80	72	68	64	52	70	<u>55</u>	_	
81	73	69	65	53	<u>70</u>	<u>55</u>	_	
82	74	70	66	54	<u>71</u>	<u>56</u>	_	
83	75	71	67	55	<u>71</u>	<u>56</u>	_	
84	76	72	68	56	<u>72</u>	<u>56</u>	_	
85	77	73	69	57	<u>72</u>	<u>57</u>	_	
86	78	74	69	57	<u>73</u>			
87	79	75	70	58	<u>74</u>	_		
88	80	76	70	58	<u>75</u>	_		
89	81	77	71	59	<u>76</u>	_		
90	81	78	71	59	<u>77</u>	_		
91	82	79	72	60	<u>78</u>	_		
92	82	80	72	60	<u>79</u>			
93	83	81	73	61	<u>80</u>	_		
94 ~ 112	省略							
113	97	97	91	<u>69</u>				
114	97	98	91	<u>69</u>				
115	98	99	92	<u>69</u>				
116	98	100	92	<u>69</u>				
117	省略							
118	99	101	<u>94</u>	<u>70</u>				
119	100	101	<u>95</u>	<u>70</u>				

	1 7-70-	,	J = : F			
120	100	102	94	<u>69</u>		
121	101	102	<u>95</u>	<u>69</u>		
122	101	102	<u>95</u>	<u>69</u>		
123	102	103	<u>96</u>	<u>69</u>		
124	102	103	<u>96</u>	<u>69</u>		
125	103	103	<u>96</u>	<u>69</u>		
126		104	<u>96</u>			
127		104	<u>96</u>			
128		104	<u>96</u>			
129		105	<u>96</u>			
130			<u>96</u>			
131			<u>96</u>			
132			<u>96</u>			
133			<u>97</u>			
134			<u>97</u>			
135			<u>97</u>			
136			<u>97</u>			
137			<u>97</u>			
138			<u>98</u>			
139			<u>99</u>			
140			<u>100</u>			
141			<u>100</u>			

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の		昇格後	の 号 絲	ì						
前日に受けていた号給	2 級	3 級	4 級	5 級						
1 ~ 45	省略									
46	<u>21</u>	省略								
47	<u>22</u>	省略								
48	<u>22</u>	省略								
49	<u>23</u>	省略								
50	23	省略								
51	24	省略								
52	24	省略								
53	<u>25</u>	省略								
54	<u>26</u>	省略								
55	<u>27</u>	省略								
56	省略									
57	29	21	37	<u>26</u>						
58	29	21	37	<u>26</u>						
59	30	22	38	<u>27</u>						
60	30	22	38	<u>27</u>						
61	31	23	39	<u>27</u>						
62	31	23	39	<u>28</u>						

120	100	102	<u>96</u>	<u>70</u>		
121	101	102	<u>97</u>	<u>70</u>		
122	101	102	<u>98</u>	<u>70</u>		
123	102	103	<u>99</u>	<u>71</u>		
124	102	103	<u>100</u>	<u>71</u>		
125	103	103	<u>100</u>	<u>71</u>		
126		104	<u>100</u>			
127		104	<u>100</u>			
128		104	<u>100</u>			
129		105	<u>100</u>			
130			<u>100</u>			
131			<u>100</u>			
132			<u>100</u>			
133			<u>101</u>			
134			<u>101</u>			
135			<u>101</u>			
136			<u>101</u>			
137			<u>101</u>			
138			<u>101</u>			
139			<u>101</u>			
140			<u>101</u>			
141			<u>101</u>			

3 研究職給料表昇格時号給対応表

3 1/1 九 40% 約 かける	3 饼光碱結科衣并恰時亏結划心衣								
昇格した日の	-	昇 格 後	の 号 絲	à					
前日に受けていた号給	2 級	3 級	4 級	5 級					
1 ~ 45	省略								
46	<u>22</u>	省略							
47	<u>23</u>	省略							
48	24	省略							
49	<u>25</u>	省略							
50	<u>25</u>	省略							
51	<u>26</u>	省略							
52	<u>26</u>	省略							
53	27	省略							
54	27	省略							
55	28	省略							
56	省略								
57	29	21	37	<u>27</u>					
58	29	21	37	<u>27</u>					
59	30	22	38	28					
60	30	22	38	28					
61	31	23	39	<u>29</u>					
62	31	23	39	<u>29</u>					

63	32	24	40	<u>28</u>
64	32	24	40	28
65	33	25	41	<u>29</u>
66	33	25	41	<u>29</u>
67	34	26	41	<u>29</u>
68	34	26	42	<u>30</u>
69	35	27	42	<u>30</u>
70	35	27	42	<u>30</u>
71	36	28	43	<u>31</u>
72	36	28	43	<u>31</u>
73	37	29	43	<u>31</u>
74	<u>37</u>	省略		
75	<u>38</u>	省略		
76	<u>38</u>	省略		
77	<u>39</u>	省略		
78	<u>39</u>	省略		
79	<u>40</u>	省略		
80	<u>40</u>	省略		
81	<u>41</u>	省略		
82	<u>41</u>	省略		
83	<u>42</u>	省略		
84	<u>42</u>	省略		
85	<u>43</u>	34	<u>46</u>	
86	<u>43</u>	34	<u>46</u>	
87	<u>44</u>	35	<u>47</u>	
88	<u>44</u>	35	<u>47</u>	
89	<u>45</u>	35	<u>47</u>	
90	<u>46</u>	36		
91	<u>47</u>	省略		
92 ~ 111	省略			
112	<u>61</u>	省略		
113 • 114	省略			
115	<u>62</u>	省略		
116	<u>62</u>	省略		
117	省略			
118	<u>63</u>	省略		
119	<u>63</u>	省略		
120	<u>63</u>	省略		
121	<u>64</u>	省略		

4 省略

5 医療職給料表口昇格時号給対応表

昇格した日の		昇	格後	の号	給	
前日に受けて	2 //	2 /17	4 47	F 47	c 47	7 47
いた号給	2級	3 級	4級	5級	6級	7級
1 ~ 47	省略					

63	32	24	40	<u>29</u>
64	32	24	40	<u>30</u>
65	33	25	41	<u>30</u>
66	33	25	41	<u>30</u>
67	34	26	41	<u>31</u>
68	34	26	42	<u>31</u>
69	35	27	42	<u>31</u>
70	35	27	42	<u>32</u>
71	36	28	43	<u>32</u>
72	36	28	43	<u>32</u>
73	37	29	43	<u>33</u>
74	<u>38</u>	省略		
75	<u>39</u>	省略		
76	<u>40</u>	省略		
77	<u>41</u>	省略		
78	<u>41</u>	省略		
79	<u>42</u>	省略		
80	<u>42</u>	省略		
81	<u>43</u>	省略		
82	<u>43</u>	省略		
83	44	省略		
84	44	省略		
85	<u>45</u>	34	<u>47</u>	
86	<u>45</u>	34	<u>47</u>	
87	<u>46</u>	35	<u>48</u>	
88	<u>46</u>	35	<u>48</u>	
89	<u>47</u>	35	<u>49</u>	
90	<u>47</u>	36		
91	<u>48</u>	省略		
92 ~ 111	省略			
112	<u>62</u>	省略		
113 • 114	省略			
115	<u>63</u>	省略		
116	<u>63</u>	省略		
117	省略			
118	<u>64</u>	省略		
119	<u>64</u>	省略		
120	<u>64</u>	省略		
121	<u>65</u>	省略		

4 省略

5 医療職給料表□昇格時号給対応表

昇格した日の		昇	格後	の号	給	
前日に受けて	2 411	2 411	4 412	r 4π	c 411	7 411
いた号給	2 級	3 級	4級	5 級	6 級	7級
1 ~ 47	省略					

48 28 32 36 32 32 25 49 29 33 37 33 33 25 50 29 34 38 33 33 25 51 省略	40	20	22	26	22	22	25
50 29 34 38 33 33 25 51 省略	48	28	32	36	32	32	<u>25</u>
51 省略				37	33	33	
52 30 36 40 34 34 26 53 31 37 41 35 35 26 54 31 38 42 35 35 26 55 32 39 43 36 36 26 56 32 40 44 36 36 26 57 33 41 45 37 37 27 58 34 42 46 38 37 27 59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 62 37 46 50 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28	50	29	34	38	33	33	<u>25</u>
53 31 37 41 35 35 26 54 31 38 42 35 35 26 55 32 39 43 36 36 26 56 32 40 44 36 36 26 57 33 41 45 37 37 27 58 34 42 46 38 37 27 59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 63 38 47 51 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 48 68 4 38 48 48 </td <td>51</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	51	省略					
54 31 38 42 35 35 26 55 32 39 43 36 36 26 56 32 40 44 36 36 26 57 33 41 45 37 37 27 58 34 42 46 38 37 27 59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 62 37 46 50 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 368 48 52 42 39 28 68 70 368 48 48 48 4	52	30	36	40	34	34	<u>26</u>
55 32 39 43 36 36 26 56 32 40 44 36 36 26 57 33 41 45 37 37 27 58 34 42 46 38 37 27 59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 48 52 42 39 28 66 39 48 51 41 51 51 68 ~ 70 48 71 42 48 71 42 48 71 42 48 71 71 71 71 71 72 71 71	53	31	37	41	35	35	<u>26</u>
56 32 40 44 36 36 26 57 33 41 45 37 37 27 58 34 42 46 38 37 27 59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 48 52 42 39 28 66 39 48 52 42 39 28 67 40 48 42 39 28 71 42 48 48 48 48 48 74 43 48 48 48 48 48 48 48<	54	31	38	42	35	35	<u>26</u>
57 33 41 45 37 37 27 58 34 42 46 38 37 27 59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 48 52 42 39 28 66 39 48 52 42 39 28 66 39 48 52 42 39 28 67 40 48 <td>55</td> <td>32</td> <td>39</td> <td>43</td> <td>36</td> <td>36</td> <td><u>26</u></td>	55	32	39	43	36	36	<u>26</u>
58 34 42 46 38 37 27 59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 62 37 46 50 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 48 52 42 39 28 66 39 48 52 42 39 28 67 40 48 8 88	56	32	40	44	36	36	<u>26</u>
59 35 43 47 39 37 27 60 36 44 48 40 38 27 61 37 45 49 41 38 27 62 37 46 50 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 省略	57	33	41	45	37	37	<u>27</u>
Color	58	<u>34</u>	42	46	38	37	<u>27</u>
61 37 45 49 41 38 27 62 37 46 50 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 省略	59	<u>35</u>	43	47	39	37	<u>27</u>
62 37 46 50 41 38 27 63 38 47 51 41 39 28 64 38 48 52 42 39 28 65 39 49 53 42 39 28 66 39 省略	60	<u>36</u>	44	48	40	38	<u>27</u>
	61	<u>37</u>	45	49	41	38	27
	62	<u>37</u>	46	50	41	38	<u>27</u>
1	63	38	47	51	41	39	28
66 39 省略 67 40 省略 68~70 省略 71 42 省略 72 省略 73 43 省略 74 43 省略 75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	64	<u>38</u>	48	52	42	39	<u>28</u>
67 40 省略 68~70 省略 71 42 省略 72 省略 73 43 省略 74 43 省略 75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	65	<u>39</u>	49	53	42	39	<u>28</u>
68~70 省略 71 42 省略 72 省略 73 43 省略 74 43 省略 75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	66	<u>39</u>	省略				
71 42 省略 72 省略 73 43 省略 74 43 省略 75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	67	<u>40</u>	省略				
72 省略 73 43 省略 74 43 省略 75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	68 ~ 70	省略					
73 43 省略 74 43 省略 75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	71	<u>42</u>	省略				
74 43 省略 75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	72	省略					
75 44 省略 76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	73	<u>43</u>	省略				
76 44 省略 77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	74	<u>43</u>	省略				
77 45 省略 78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	75	44	省略				
78 45 省略 79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	76		省略				
79 46 省略 80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	77	<u>45</u>	省略				
80 46 省略 81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	78	<u>45</u>	省略				
81 47 省略 82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	79	<u>46</u>	省略				
82 47 省略 83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	80	<u>46</u>	省略				
83 48 省略 84 48 省略 85 49 61 67 48 44	81	<u>47</u>	省略				
84 48 省略 85 49 61 67 48 44	82	<u>47</u>	省略				
85 <u>49</u> 61 67 48 <u>44</u>	83	48	省略				
85 <u>49</u> 61 67 48 <u>44</u>	84	48	省略		1		
	85	49	61	67	48	44	
						_	

5 医療職給料表闰昇格時号給対応表

昇格した日の		昇	格 後	の号	給	
前日に受けて	2 47	2 47	4 417	F 47	c 417	7 47
いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 ~ 52	省略					
53	37	29	41	37	31	<u>36</u>
54	38	30	42	38	31	<u>36</u>

48	28	32	36	32	32	<u>26</u>
49	29	33	37	33	33	<u>26</u>
50	29	34	38	33	33	<u>26</u>
51	省略					
52	30	36	40	34	34	<u>27</u>
53	31	37	41	35	35	<u>27</u>
54	31	38	42	35	35	<u>27</u>
55	32	39	43	36	36	<u>27</u>
56	32	40	44	36	36	<u>28</u>
57	33	41	45	37	37	<u>28</u>
58	33	42	46	38	37	28
59	<u>34</u>	43	47	39	37	<u>28</u>
60	<u>34</u>	44	48	40	38	<u>29</u>
61	<u>35</u>	45	49	41	38	<u>29</u>
62	<u>35</u>	46	50	41	38	<u>29</u>
63	<u>36</u>	47	51	41	39	<u>30</u>
64	<u>36</u>	48	52	42	39	<u>30</u>
65	<u>37</u>	49	53	42	39	<u>31</u>
66	<u>38</u>	省略				
67	<u>39</u>	省略				
68 ~ 70	省略					
71	<u>41</u>	省略				
72	省略					
73	<u>42</u>	省略				
74	<u>42</u>	省略				
75	<u>43</u>	省略				
76	<u>43</u>	省略				
77	<u>43</u>	省略				
78	44	省略				
79	44	省略				
80	<u>44</u>	省略				
81	<u>45</u>	省略				
82	<u>45</u>	省略				
83	<u>46</u>	省略				
84	<u>46</u>	省略				
85	<u>47</u>	61	67	48	<u>45</u>	
86 ~ 113	省略					
5 医病酶处	w + /= \ =	I = = + / A				

5 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の		昇	格後	の号	給	
前日に受けて	0 47	2 /47	4 //17	F 47	c //I	7 47
いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 ~ 52	省略					
53	37	29	41	37	31	<u>37</u>
54	38	30	42	38	31	<u>37</u>

	1 7-	,v=- , -	, <u>, , </u>					-
	55	39	31	43	39	32	<u>36</u>	
•	56	40	32	44	40	32	<u>36</u>	
	57	41	33	45	41	33	<u>37</u>	Ì
•	58	42	34	46	42	33	<u>37</u>	Ì
	59	43	35	47	43	34	<u>37</u>	Ì
	60	44	36	48	44	34	<u>37</u>	
	61	45	37	49	45	35	<u>37</u>	Ì
	62	46	38	50	46	35	<u>38</u>	Ì
	63	47	39	51	47	36	<u>38</u>	Ì
	64	48	40	52	48	36	<u>38</u>	
	65	49	41	53	49	37	<u>38</u>	l
	66	50	42	54	50	37	<u>38</u>	Ì
	67	51	43	55	51	38	<u>39</u>	Ì
	68	52	44	56	52	38	<u>39</u>	Ì
	69	53	45	57	53	39	<u>39</u>	Ì
	70 ~ 75	省略						
	76	60	52	64	56	<u>41</u>		Ì
	77	61	53	65	57	<u>41</u>		Ì
	78	62	54	66	58	<u>41</u>		
	79	省略						Ì
	80	64	56	68	60	<u>42</u>		Ì
	81	65	57	69	61	<u>42</u>		
	82	65	58	70	61	<u>42</u>		Ì
	83	66	59	71	62	<u>42</u>		Ì
	84	66	60	72	62	<u>42</u>		l
	85	67	61	73	63	<u>43</u>		Ì
	86	67	62	74	63	<u>43</u>		Ì
	87	68	63	75	64	<u>43</u>		Ì
	88	68	64	76	64	<u>43</u>		Ì
	89	69	65	77	65	<u>43</u>		Ì
	90	70	66	78	65	<u>43</u>		Ì
	91	71	67	79	66	<u>44</u>		l
	92	72	68	80	66	<u>44</u>		Ì
	93	73	69	81	67	<u>44</u>		Ì
	94 ~ 119	省略						Ì
	120	84	<u>85</u>	省略				Ì
	121 • 122	省略						Ì
	123	85	<u>86</u>	省略				l
	124	85	<u>86</u>	省略				
	125	省略						
	126	86	<u>87</u>					
	127	86	<u>87</u>					
	128	86	<u>87</u>					
	129	87	88					

55	39	31	43	39	32	38
56	40	32	44	40	32	38
57	41	33	45	41	33	39
58	42	34	46	42	33	39
59	43	35	47	43	34	40
60	44	36	48	44	34	40
61	45	37	49	45	35	41
62	46	38	50	46	35	41
63	47	39	51	47	36	42
64	48	40	52	48	36	42
65	49	41	53	49	37	43
66	50	42	54	50	37	43
67	51	43	55	51	38	44
68	52	44	56	52	38	44
69	53	45	57	53	39	<u>45</u>
70 ~ 75	省略					-
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	<u>42</u>	
79	省略					
80	64	56	68	60	<u>43</u>	
81	65	57	69	61	<u>43</u>	
82	65	58	70	61	<u>43</u>	
83	66	59	71	62	<u>43</u>	
84	66	60	72	62	<u>44</u>	
85	67	61	73	63	<u>44</u>	
86	67	62	74	63	<u>44</u>	
87	68	63	75	64	<u>44</u>	
88	68	64	76	64	<u>45</u>	
89	69	65	77	65	<u>45</u>	
90	70	66	78	65	<u>45</u>	
91	71	67	79	66	<u>46</u>	
92	72	68	80	66	<u>46</u>	
93	73	69	81	67	<u>47</u>	
94 ~ 119	省略					
120	84	<u>86</u>	省略			
121 • 122	省略					
123	85	<u>87</u>	省略			
124	85	<u>87</u>	省略			
125	省略					
126	86	<u>88</u>				
127	86	<u>88</u>				
128	86	<u>88</u>				
129	87	<u>89</u>				

130	87	88		
131	87	88		
132	87	88		
133	88	89		
134	88	89		
135	88	89		
136	88	90		
137	89	90		
138	89	90		
139	89	<u>90</u>		
140	89	<u>90</u>		
141	90	<u>91</u>		
142	90	<u>91</u>		
143	90	<u>91</u>		
144	90	<u>91</u>		
145	91	<u>91</u>		
146	<u>91</u>	<u>92</u>		
147	<u>91</u>	<u>92</u>		
148	<u>91</u>	<u>92</u>		
149	92	<u>92</u>		
150	92	<u>92</u>		
151	<u>92</u>	<u>93</u>		
152	92	<u>93</u>		
153	<u>93</u>	<u>93</u>		
154	<u>93</u>			
155	<u>93</u>			
156	<u>93</u>			
157	94			
158	94			
159	94			
160	<u>94</u>			
161	<u>95</u>			
162	<u>95</u>			
163	<u>95</u>			
164	<u>95</u>			
165	<u>96</u>			
166	<u>96</u>			
167	<u>96</u>			
168	<u>96</u>			
169	<u>97</u>			

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日	昇	格	後	の	号	給	
に受けていた号給	2 級		3	級		4	級
1 ~ 57	省略						

130	87	89		
131	87	<u>89</u>		
132	87	90		
133	88	90		
134	88	90		
135	88	<u>91</u>		
136	88	<u>91</u>		
137	89	<u>91</u>		
138	89	<u>91</u>		
139	89	92		
140	<u>90</u>	<u>92</u>		
141	90	<u>92</u>		
142	90	<u>92</u>		
143	<u>91</u>	<u>93</u>		
144	<u>91</u>	<u>93</u>		
145	91	<u>93</u>		
146	<u>92</u>	<u>93</u>		
147	<u>92</u>	<u>94</u>		
148	<u>92</u>	<u>94</u>		
149	<u>93</u>	<u>94</u>		
150	<u>93</u>	<u>94</u>		
151	<u>93</u>	<u>95</u>		
152	<u>93</u>	<u>95</u>		
153	<u>94</u>	<u>95</u>		
154	<u>94</u>			
155	<u>94</u>			
156	<u>94</u>			
157	<u>95</u>			
158	<u>95</u>			
159	<u>95</u>			
160	<u>95</u>			
161	<u>96</u>			
162	<u>96</u>			
163	<u>96</u>			
164	<u>96</u>			
165	<u>97</u>			
166	<u>97</u>			
167	98			
168	98			
169	<u>99</u>			

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日	昇	格	後	の	号	給
に受けていた号給	2 級		3	級		4 級
1 ~ 57	省略					

58				
60 46 省略	58	<u>45</u>	省略	
61 47 省略 62 47 省略 63 48 省略 64 48 省略 65 49 省略 66 49 省略 67 50 省略 68 50 省略 69 51 省略 70 51 省略 71 52 省略 72 52 省略 73 53 省略 74 54 省略 75 55 省略 76 78 省略 78 31 20 80 58 32 20 81 省略 82 59 34 21 83 60 35 21 84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 44 23 93 63 45 23 94 7130 省略 131 73 132 74 138 74 139 74 139 74 139 74 139 74 139 74 139 74 139 74 139 74 139 74	59	<u>46</u>	省略	
62 47 省略	60	<u>46</u>	省略	
63 48 省略 38 38 38 38 38 38 38 3	61	<u>47</u>	省略	
64 48 省略 65 49 省略 66 49 省略 67 50 省略 68 50 省略 69 51 省略 70 51 省略 71 52 省略 72 52 省略 74 54 省略 75 55 省略 76 78 省略 79 58 31 20 80 58 32 20 81 省略 82 59 34 21 83 60 35 21 84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 131 73 132 ~ 134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	62	<u>47</u>	省略	
15	63	<u>48</u>	省略	
66 49 省略 67 50 省略 68 50 省略 69 51 省略 70 51 省略 71 52 省略 72 52 省略 73 53 省略 74 54 省略 75 55 省略 76 78 省略 79 58 31 20 88 82 59 34 21 88 60 35 21 88 60 35 21 88 60 35 21 88 60 35 21 88 60 35 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 21 88 60 36 37 21 88 60 30 35 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	64	48	省略	
10	65	<u>49</u>	省略	
68 50 省略 69 51 省略 70 51 省略 71 52 省略 72 52 省略 73 53 省略 74 54 省略 75 55 省略 76 - 78 省略 79 58 31 20 20 80 58 32 20 81 省略 82 59 34 21 38 360 35 21 38 360 35 21 38 360 35 21 38 360 36 21 37 21 38 36 61 38 22 38 38 62 40 22 38 38 62 40 22 38 39 62 41 22 39 30 63 44 23 39 30 63 45 23 39 30 45 23 30 31 31 73 31 31 31 73 31 31	66	49	省略	
69 51 省略	67	<u>50</u>	省略	
70 51 省略 135 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 158	68	<u>50</u>	省略	
71 52 省略 72 52 省略 73 53 省略 74 54 省略 75 55 省略 76 ~ 78 省略 79 58 31 20 20 80 58 32 20 81 省略 82 59 34 21 83 60 35 21 84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 131 73 132 ~ 134 省略 135 74 138 74 139 74 139 74 139 74 139 74 140 74 74 74 74 74 74 74	69	<u>51</u>	省略	
72 52 省略	70	<u>51</u>	省略	
一	71	<u>52</u>	省略	
	72	<u>52</u>	省略	
75 55 省略	73	<u>53</u>	省略	
一 76 ~ 78 省略	74	<u>54</u>	省略	
79 58 31 20 30 80 58 32 20 81 省略 32 20 81 名略 32 21 34 21 83 60 35 21 37 21 84 60 36 21 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94~130 省略 131 73 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74 140 74 140 74 140 74 140 74 140 74 140 74 140 74 140 74 140 74 140 174 140 150 150 150 150 150 150 150 150 150 15	75	<u>55</u>	省略	
80 58 32 20 81 省略 82 59 34 21 83 60 35 21 84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 131 73 132 ~ 134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	76 ~ 78	省略		
81 省略 82 59 34 21 83 60 35 21 84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 131 73 132 ~ 134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	79	58	31	<u>20</u>
82 59 34 21 83 60 35 21 84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94~130 省略 3 3 131 73 74 136 74 74 137 74 74 138 74 74 139 74 74 140 74 74	80	58	32	<u>20</u>
83 60 35 21 84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 131 73 132 ~ 134 省略 135 74 137 74 138 74 139 74 140 74	81	省略		
84 60 36 21 85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94~130 省略 131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	82	59	34	<u>21</u>
85 61 37 21 86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 131 73 132 ~ 134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 140 74	83	60	35	<u>21</u>
86 61 38 22 87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 73 132 132 ~ 134 省略 74 74 136 74 74 74 138 74 74 74 139 74 74 74 140 74 74 74	84	60	36	<u>21</u>
87 61 39 22 88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94~130 省略 131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 140 74	85	61	37	<u>21</u>
88 62 40 22 89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94 ~ 130 省略 131 73 132 ~ 134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	86	61	38	<u>22</u>
89 62 41 22 90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94~130 省略 131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 140 74	87	61	39	22
90 62 42 22 91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94~130 省略 131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	88	62	40	<u>22</u>
91 63 43 23 92 63 44 23 93 63 45 23 94~130 省略 131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	89	62	41	22
92 63 44 2 <u>3</u> 93 63 45 <u>23</u> 94 ~ 130 省略 131 <u>73</u> 132 ~ 134 省略 135 <u>74</u> 136 <u>74</u> 137 <u>74</u> 138 <u>74</u> 139 <u>74</u> 140 <u>74</u>	90	62	42	22
93 63 45 23 94~130 省略 131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	91	63	43	<u>23</u>
94~130 省略 131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	92	63	44	23
131 73 132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	93	63	45	23
132~134 省略 135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	94 ~ 130	省略		
135 74 136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	131		73	
136 74 137 74 138 74 139 74 140 74	132 ~ 134	省略		
137 <u>74</u> 138 <u>74</u> 139 <u>74</u> 140 <u>74</u>	135		<u>74</u>	
138 <u>74</u> 139 <u>74</u> 140 <u>74</u>	136		74	
139 <u>74</u> 140 <u>74</u>	137		<u>74</u>	
140 74	138		74	
	139		<u>74</u>	
141 <u>75</u>	140		<u>74</u>	
	141		<u>75</u>	

58	<u>46</u>	省略	
59	<u>47</u>	省略	
60	<u>48</u>	省略	
61	<u>49</u>	省略	
62	<u>49</u>	省略	
63	<u>50</u>	省略	
64	<u>50</u>	省略	
65	<u>51</u>	省略	
66	<u>51</u>	省略	
67	<u>52</u>	省略	
68	<u>52</u>	省略	
69	<u>53</u>	省略	
70	<u>53</u>	省略	
71	<u>54</u>	省略	
72	<u>54</u>	省略	
73	<u>55</u>	省略	
74	<u>55</u>	省略	
75	<u>56</u>	省略	
76 ~ 78	省略		
79	58	31	<u>21</u>
80	58	32	<u>21</u>
81	省略		
82	59	34	22
83	60	35	<u>22</u>
84	60	36	22
85	61	37	<u>23</u>
86	61	38	<u>23</u>
87	61	39	<u>24</u>
88	62	40	<u>24</u>
89	62	41	<u>25</u>
90	62	42	<u>25</u>
91	63	43	<u>26</u>
92	63	44	<u>26</u>
93	63	45	<u>27</u>
94 ~ 130	省略		
131		<u>74</u>	
132 ~ 134	省略		
135		<u>75</u>	
136		<u>75</u>	
137		<u>75</u>	_
138		<u>75</u>	
139		<u>76</u>	
140		<u>76</u>	
141		<u>76</u>	

142	<u>75</u>	
143	<u>75</u>	
144	<u>75</u>	
145	<u>75</u>	
146	<u>75</u>	
147	<u>75</u>	
148	<u>75</u>	
149	<u>75</u>	
<u>150</u>	<u>75</u>	
<u>151</u>	<u>75</u>	
<u>152</u>	<u>75</u>	
<u>153</u>	<u>75</u>	
<u>154</u>	<u>75</u>	
<u>155</u>	<u>75</u>	
<u>156</u>	<u>76</u>	
<u>157</u>	<u>76</u>	

格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2 級	特 2 級
1 ~ 129	省略
130	<u>82</u>
131	82
132	<u>83</u>
133	<u>83</u>
134	<u>84</u>
135	<u>84</u>
136	<u>85</u>
137	<u>85</u>
138	<u>86</u>
139	<u>86</u>
140	<u>86</u>
141	<u>87</u>
142	<u>87</u>
143	<u>87</u>
144	<u>87</u>
145	<u>88</u>
146	<u>88</u>
147	<u>88</u>
148	<u>88</u>
149	<u>89</u>
<u>150</u>	<u>89</u>
<u>151</u>	<u>89</u>
<u>152</u>	<u>89</u>

142	<u>76</u>	
143	<u>77</u>	
144	<u>77</u>	
145	<u>77</u>	
146	<u>77</u>	
147	<u>78</u>	
148	<u>78</u>	
149	<u>79</u>	

7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇 7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇 格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2 級	特 2 級
1 ~ 129	省略
130	<u>83</u>
131	<u>84</u>
132	<u>85</u>
133	<u>86</u>
134	<u>86</u>
135	<u>87</u>
136	<u>87</u>
137	<u>88</u>
138	<u>88</u>
139	<u>89</u>
140	<u>89</u>
141	<u>90</u>
142	<u>91</u>
143	<u>92</u>
144	<u>93</u>
145	<u>94</u>
146	<u>94</u>
147	<u>95</u>
148	<u>95</u>
149	<u>96</u>

<u>153</u>	<u>90</u>
<u>154</u>	<u>90</u>
<u>155</u>	<u>90</u>
<u>156</u>	<u>91</u>
<u>157</u>	<u>91</u>

7 の 3 中学校・小学校教育職員給料表の特 2 級から 3 級への昇格時号給対応表

10 10 5 10 10 10 10		
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
特 2 級	3 級	
1 ~ 82	省略	
83	<u>74</u>	
84 ~ 88	省略	
89	<u>75</u>	
90	<u>75</u>	
91 • 92	省略	
93	<u>78</u>	
94	<u>79</u>	
95	<u>80</u>	
96	<u>81</u>	
97	<u>82</u>	
98	<u>82</u>	
99	<u>83</u>	
100	<u>84</u>	
101 ~ 106	省略	
107	<u>89</u>	
108	<u>90</u>	
109	<u>90</u>	
<u>110</u>	<u>91</u>	
<u>111</u>	<u>92</u>	
<u>112</u>	<u>93</u>	
<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>114</u>	<u>93</u>	
<u>115</u>	<u>93</u>	
<u>116</u>	<u>93</u>	
<u>117</u>	<u>93</u>	

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日	昇	格 後 の 号	給
に受けていた号給	2 級	3 級	4 級
1 ~ 57	省略		
58	<u>33</u>	省略	
59	<u>34</u>	省略	
60	<u>34</u>	省略	
61	<u>35</u>	省略	
62	<u>35</u>	省略	

7 の 3 中学校・小学校教育職員給料表の特 2 級から 3 級への昇 格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特 2 級	3 級
1 ~ 82	省略
83	<u>73</u>
84 ~ 88	省略
89	<u>76</u>
90	<u>76</u>
91 • 92	省略
93	<u>77</u>
94	<u>77</u>
95	<u>78</u>
96	<u>79</u>
97	80
98	<u>81</u>
99	<u>82</u>
100	83
101 ~ 106	省略
107	88
108	<u>89</u>
109	<u>89</u>

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

	X T	14 17 1C 7T 1		H 73 10 2		
昇格した日の	の前日	昇 格	各 後	の号	給	
に受けていれ	た号給 2	級	3 %	級	4 #	扱
1 ~ 57	省略					
58	1	<u>34</u>	省略			
59	1	<u>35</u>	省略			
60	3	<u>36</u>	省略			
61	1	<u>37</u>	省略			
62	3	<u>37</u>	省略			

1 17%27	午 3 万 2 7 日		
63	36	省略	
64	36	省略	
65	37	省略	
66	38	14	25
67	39	15	26
68	40	16	<u>26</u>
69	41	17	27
70	41	18	<u>27</u>
71	42	19	28
72	42	20	28
73	43	21	<u>29</u>
74	43	22	<u>29</u>
75	44	23	<u>30</u>
76	44	24	<u>30</u>
77	45	25	<u>31</u>
78 ~ 116	省略		
117	<u>61</u>	省略	
118	省略		
119	62	<u>57</u>	
120	62	<u>57</u>	
121	<u>62</u>	<u>57</u>	
122	<u>62</u>	<u>57</u>	
123	63	<u>58</u>	
124	63	<u>58</u>	
125	<u>63</u>	<u>58</u>	
126	<u>63</u>	<u>58</u>	
127	<u>63</u>	<u>58</u>	
128	64	<u>58</u>	
129	<u>64</u>	<u>59</u>	
130	<u>64</u>	<u>59</u>	
131	<u>64</u>	<u>59</u>	
132	<u>64</u>	<u>59</u>	
133	65	<u>59</u>	
134	65	<u>59</u>	
135	65	<u>60</u>	
136	<u>65</u>	<u>60</u>	
137	<u>65</u>	<u>60</u>	
138	<u>65</u>	<u>60</u>	
139	66	<u>60</u>	
140	66	<u>60</u>	
141	66	<u>60</u>	
142	66	<u>60</u>	
143	<u>66</u>	<u>60</u>	
144	<u>66</u>	<u>60</u>	

14	63	38	省略	
65 39 音略 66 39 14 26 66 67 40 15 27 68 40 16 28 69 41 17 29 70 41 18 30 71 42 19 31 72 42 20 32 73 43 21 33 74 43 22 33 75 44 24 24 24 24 77 45 25 35 78-116 省略 117 62 68 118 省略 119 62 58 120 62 58 120 62 58 124 63 59 124 63 59 125 64 59 126 60 130 65 60 131 65 61 131 65 61 133 65 61 133 66 66 62 139 66 — 139 66 — 140 66 — 141 66 — 14	64	38	省略	
66 39 14 26 67 40 15 27 68 40 16 28 69 41 17 29 70 41 18 30 71 42 19 31 72 42 20 32 73 43 21 33 74 43 22 33 75 44 23 34 76 44 24 34 77 45 25 35 78 - 116 省略 117 62 省略 118 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 — 140 66 — 141 66 — 142 66 — 143 67 —	65		省略	
67	66		14	26
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	67	40	15	
69		40		
70 41 18 30 30 71 42 19 31 72 42 20 32 33 73 43 21 33 34 74 43 22 33 34 76 44 24 34 34 77 45 25 35 78~116 省略 117 62 省略 118 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 122 63 58 122 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 134 66 62 139 66	69	41	17	
71 42 19 31 72 42 20 32 73 43 21 33 74 43 22 33 75 44 23 34 76 44 24 34 77 45 25 35 78~116 省略 117 62 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 122 63 58 122 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 — 140 66 — 141 66 — 141 66 — 142 66 — 142 66 — 143 67 — 142 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 —	70	41	18	
72 42 20 32 73 43 21 33 74 43 22 33 75 44 23 34 76 44 24 34 77 45 25 35 78~116 省略 117 62 省略 118 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 122 63 58 122 63 58 122 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 133 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 — 140 66 — 140 66 — 141 66 — 141 66 — 142 66 — 142 66 — 142 66 — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — 144 66 — — — 144 66 — — — 144 66 — — — 144 66 — — — — — — — — — — — — — — — — —	71	42	19	
73 43 21 33 74 43 22 33 75 44 23 34 76 44 24 34 77 45 25 35 78~116 省略 117 62 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 133 65 61 134 65 61 135 66 62 137 66 63 138 66 — 139 66 — 140 66 — 141 66 — 142 66 — 142 66 — 143 67 — 143 67 — — 144 66	72	42	20	
74 43 22 33 75 44 23 34 76 44 24 34 77 45 25 35 78~116 省略 117 62 省略 118 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 137 66 63 138 66 — 140 66 — 141 66 —	73			
75 44 23 34 76 44 24 34 77 45 25 35 78~116 省略 117 62 省略 118 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 133 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 137 66 63 138 66 — 138 66 — 140 66 — 141 66 — 141 66 — 142 66 — 143 67 —				
76 44 24 34 77 45 25 35 78 78 ~ 116 省略 117 62 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 127 64 60 129 65 60 130 65 61 133 65 61 133 65 61 133 65 61 133 65 62 137 66 63 138 66	75	44		
77 45 25 35 35 78 ~ 116 貨略 117 62 貨略 118 貨略 119 62 58 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 139 66 — 140 66 — 141 66 — 141 66 — 142 66 — 142 66 — 143 67 — 148 148 67 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 — 144 66 —		44		
117 62				
117 62 省略 118 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 61 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 137 66 63 138 66 139 66 140 66 141 66 142 66 143 67				
118 省略 119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 137 66 63 139 66 — 140 66 — 141 66 — 142 66 — 143 67 —			省略	
119 62 58 120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 140 66 141 66 142 66 143 67				
120 62 58 121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 140 66 141 66 142 66 143 67			58	
121 63 58 122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 140 66 141 66 142 66 143 67				
122 63 58 123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 — 140 66 — 141 66 — 142 66 — 143 67 —				
123 63 59 124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 140 66 141 66 142 66 143 67				
124 63 59 125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 — 139 66 — 140 66 — 141 66 — 142 66 — 143 67 —		_	_	
125 64 59 126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66		63		
126 64 59 127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66 140 66 141 66 142 66 143 67				
127 64 60 128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
128 64 60 129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
129 65 60 130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
130 65 60 131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
131 65 61 132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
132 65 61 133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
133 65 61 134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66			_	
134 65 61 135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
135 65 62 136 66 62 137 66 63 138 66				
136 66 62 137 66 63 138 66				
137 66 63 138 66				
138 66 139 66 140 66 141 66 142 66 143 67				
139 66 140 66 141 66 142 66 143 67			==	
140 66 141 66 142 66 143 67			_	
141 66 142 66 143 67			_	
142 66			_	
143 67			_	
			_	
	144	67	_	

145	67	<u>60</u>	
146 ~ 149	省略		
150	<u>67</u>		
151 ~ 153	省略		

145	67	_	
146 ~ 149	省略		
150	<u>68</u>		
151 ~ 153	省略		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1151

管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

2 <u>平成30年3月31日までの間</u>、職員の給与に関する奈例附則第15 項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職 員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲 げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。)の55歳 に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳 に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合 にあつては、特定職員となつた日)以後の管理職手当は、第3条 第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当 該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その 額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と

別表第2(第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	125 ,100円
8 級	1 種	104 ,100円
7 級	3 種	77 ,900円
	4 種	66 ,800円
6 級	3 種	73 400円
	4 種	62 ,900円
	5 種	52 400円
	省略	
5 級	5 種	50 400円
	省略	

2 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	<u>円</u> 003, <u>801</u>
8 級	1 種	103 500円

項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員となつた場合に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後の管理職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第2(第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	104 200円
8 級	1 種	94 600円
7 級	3 種	71 200円
	4 種	62 ,300円
6 級	3 種	67 ,100円
	4 種	58 ,700円
	5 種	50,300円
	省略	
5 級	5 種	48 400円
	省略	

2 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	96,900円
8 級	1 種	94 ,100円

	2 種	94 ,100円		
	3 種	82 400円		
7 級	2 種	四008, 00		
	3 種	79 400円		
	4 種	68 <u>(</u> 100円		
	5 種	56 ,700円		
6 級	4 種	65 200円		
	5 種	54,300円		
2				

3 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	109,300円
	3 種	86 ,900円
	4 種	74,500円
	5 種	62 ,100円
4 級	5 種	54 600円

4 医療職給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	122 ,000円
	3 種	97 ,100円
	4 種	83 200円
3 級	3 種	图 800円
	4 種	71 800円
	5 種	59 ,900円
2 級	5 種	48 ,700円

5 医療職給料表□

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	78 600円
	4 種	67 ,300円
6 級	5 種	52 200円

6 医療職給料表回

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	81 800円
	4 種	70 200円
6 級	5 種	52 800円

別表第3(第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	108 400円
8 級	1 種	87 800円
7 級	3 種	63 800円
	4 種	54 ,700円
6 級	3 種	56 200円
	4 種	48 200円
	5 種	40 ,100円

	2 種	84,700円
	3 種	75 ,300円
7 級	2 種	81 ,700円
	3 種	72 600円
	4 種	63 500円
	5 種	54 ,500円
6 級	4 種	60 800円
	5 種	52 200円

3 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	99 ,300円
	3 種	79_500円
	4 種	69 ,500円
	5 種	59,600円
4 級	5 種	52 400円

4 医療職給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	110 ,900円
	3 種	円008, 88
	4 種	77 ,700円
3 級	3 種	76,600円
	4 種	67 ,000円
	5 種	57,500円
2 級	5 種	46 ,800円

5 医療職給料表□

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	71 800円
	4 種	62 800円
6 級	5 種	50 ,100円

6 医療職給料表层

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	74 800円
	4 種	65 ,500円
6 級	5 種	50 ,700円

別表第3 (第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	90 ,300円
8 級	1 種	79 800円
7 級	3 種	58 ,300円
	4 種	51 000円
6 級	3 種	51 400円
	4 種	45 000円
	5 種	38 500円

		省略						省略		
5 #	級	5	種	36,900円		5	級	5	種	35 ,400円
		省略						省略		
公安縣	哉給料₹	ŧ			2	公安	安職給料表	表		
職務の)級	X	分	管理職手当		職務	らの級	X	分	管理職手当
9 #	級	1	種	92 200円		9	級	1	種	83 800円
8 #	級	1	種	85 ,000円		8	級	1	種	77 ,300円
		2	種	77 ,300円				2	種	69 500円
		3	種	67 600円				3	種	61 800円
7 #	級	2	種	69 ,900円		7	級	2	種	62 ,900円
		3	種	61 200円				3	種	56 ,000円
		4	種	52 500円				4	種	49 ,000円
		5	種	43 ,700円				5	種	42 ,000円
6 #	級	4	種	48 800円		6	級	4	種	45 500円
		5	種	40,700円				5	種	39 ,000円
研究取	能給料 ₹	·····································			3	研究	^汽 職給料	表		
職務の	級	区	分	管理職手当		職務	ら の級	区	分	管理職手当
5 %	級	1	種	86 ,500円		5	級	1	種	78 ,700円
		3	種	68 800円				3	種	62 ,900円
		4	種	59 000円				4	種	55 ,100円
		5	種	49 200円				5	種	47 200円
4 4	級	5	種	41 600円		4	級	5	種	39 ,900円
医療單	職給料 表	∮ ⊖			4	医療	膏職給料 看	表()		
職務の	級	X	分	管理職手当		職務	ら の 級	X	分	管理職手当
4 4	級	1	種	102 ,000円		4	級	1	種	92 ,700円
		3	種	81 ,100円				3	種	74 200円
		4	種	69 600円				4	種	64 900円
3 4	級	3	種	68 400円		3	級	3	種	62 500円
		4	種	58 600円				4	種	54 ,700円
		5	種	48 800円				5	種	46 900円
2 #	級	5	種	42 000円		2	級	5	種	40 300円
医療	職給 料 君	₹□			5	医療	寮職給料 泵	表(二)		,
職務の	級	X	分	管理職手当		職務	多の級	X	分	管理職手当
7 \$	級	3	種	65 ,300円		7	級	3	種	59 ,700円
		4	種	56 ,000円				4	種	52 200円
6 #	級	5	種	41 200円		6	級	5	種	39 500円
医療軍	職給料 表	長 巨			6	医療	療職給料 霜	表色		
職務の	級	X	分	管理職手当		職務	8の級	X	分	管理職手当
7 #	級	3	種	66 400円		7	級	3	種	60 ,700円
		4	種	56 ,900円				4	種	<u>53</u> ,100円
6 #	<u></u>	5	種	41 ,600円		6	級	5	種	39,900円

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

附 則

2 <u>平成30年3月31日までの間</u>、条例附則第13項の表の給料表欄に 掲げる給料表の適用を受ける教育職員(再任用教育職員を除 く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定教育職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となつた場合にあつては、特定教育職員となつた日)以後の管理職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した場合にあっては、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額てた額)とする。

別表第2(第3条関係)

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	78 200円
	2 種	69,500円
	3 種	57 ,900円
3 級	3 種	54 ,000円
	省略	

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	82 400円
	2 種	73 200円
	3 種	61,000円
3 級	3 種	58 400円
	省略	
省略		

別表第3(第3条関係)

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	72 600円
	2 種	62 200円
	3 種	51 &00円
3 級	3 種	41 400円
	省略	

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当					
4 級	1 種	<u>74 <i>4</i>00円</u>					
	2 種	63 ,700円					
	3 種	53 ,100円					
3 級	3 種	42 ,300円					
	省略						
省略							

改 正 前

附 則

2 当分の間 、条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教育職員(再任用教育職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定教育職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となつた場合にあつては、特定教育職員となつた日)以後の管理職手当は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第2(第3条関係)

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	73 ,700円
	2 種	64 800円
	3 種	55 600円
3 級	3 種	51 800円
	省略	

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	77 ,600円
	2 種	68,300円
	3 種	58 ,500円
3 級	3 種	56,000円
	省略	
省略		

別表第3(第3条関係)

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	66,300円
	2 種	58,000円
	3 種	49 800円
3 級	3 種	39,800円
	省略	

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	X	分	管理職手当
4 級	1	種	68 000円
	2	種	59 500円
	3	種	51 000円
3 級	3	種	40 600円
	省略		
省略			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1152

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-155)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

後 改 īF

改 īF 前

(初任給調整手当を支給する職)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以 │ 第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以 下「職員給与条例」という。)第18条の4第1項第1号に規定す る職は、医療職給料表⊖の適用を受ける職員の職(医師法(昭和 23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下 「臨床研修」という。)を受ける職員の職を除く。)で、次に掲 げるものとする。

(1) • (2) 省略

(3) 前2号に掲げる職以外の職で職員給与条例第9条の2第1項 前段の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署 に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が5級 地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署に置か れる職

(4)・(5) 省略

2・3 省略

(初任給調整手当を支給する職)

下「職員給与条例」という。)第18条の4第1項第1号に規定す る職は、医療職給料表⊕の適用を受ける職員の職(医師法(昭和 23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下 「臨床研修」という。)を受ける職員の職を除く。)で、次に掲 げるものとする。

(1) • (2) 省略

(3) 前2号に掲げる職以外の職で職員給与条例第9条の2第1項 前段の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署 に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が 5級 地若しくは6級地 とされる地域に所在する公署に置か

れる職

(4)・(5) 省略

2・3 省略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1153

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 孕 īF

改 īF

(期末手当の支給を受ける職員)

条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員と し、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) 省略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者 (非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」とい う。)に限る。)となつたもの

ア~ウ 省略

工 省略

(期末手当の支給を受ける職員)

第3条 職員給与条例第19条第1項後段又は教育職員給与条例第19 第3条 職員給与条例第19条第1項後段又は教育職員給与条例第19 条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員と し、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) 省略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者 (非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」とい う。)に限る。)となつたもの

ア~ウ 省略

工_教育長

才 省略

287

才 省略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつて は、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)と なつたもの

ア・イ 省略

ウ <u>行政執行法人</u> (独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号)第2条第4項に規定する行政執行法人 をいう。 以下同じ。)の職員のうち人事委員会の定める者

T~キ 省略

(期末手当に係る在職期間)

- 第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。
 - (1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が職員 給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場 合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間 ア・イ 省略

ウ 省略

工 省略

(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き 続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員と なつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した 期間

ア・イ 省略

- ウ 行政執行法人 の職員のうち人事委員会の定める者 エ~キ 省略
- 2 省略

(一時差止処分に係る在職期間)

第7条の2 省略

2 前条第1項第1号アから工までに掲げる者及び同項第2号アか らキまでに掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条 例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職し た期間は、前項の在職期間とみなす。

(勤勉手当の成績率)

- 第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 | 第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において 「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職 務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ き、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号 に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとす る。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第 1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数 であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率に よることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いを することができる。
 - (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の93以上100分の150 以 下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下 この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつて は、100分の119以上100分の190 以下)
 - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の82.5以上100分の93 未満 (特定幹部職員にあつては、100分の105.5以上100分の119未
 - ③ 勤務成績が良好な職員 100分の72 (特定幹部職員にあつ ては、100分の92)

力 省略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつて は、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)と なつたもの

ア・イ 省略

ウ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。 以下同じ。)の職員のうち人事委員会の定める者

T~キ 省略

(期末手当に係る在職期間)

- 第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。
 - (1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が職員 給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場 合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア・イ 省略

ウ 教育長

工 省略

才 省略

(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き 続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員と なつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した 期間

ア・イ 省略

- ウ 特定独立行政法人の職員のうち人事委員会の定める者 エ~キ 省略
- 2 省略

(一時差止処分に係る在職期間)

第7条の2 省略

2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アか らキまでに掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条 例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職し た期間は、前項の在職期間とみなす。

(勤勉手当の成績率)

- 1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において 「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職 務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ き、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号 に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとす る。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第 1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数 であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率に よることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いを することができる。
- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の102.5以上100分の165以 下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下 この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつて は、100分の128.5以上100分の205以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の91以上100分の102.5未満 (特定幹部職員にあつては、100分の114以上100分の128.5未 満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の79.5 (特定幹部職員にあつ ては、100分の99.5)

- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の72 未満(特定幹部職 員にあつては、100分の92 未満)
- く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務 上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成 績率は、100分の150とする。
- 3 省略
- 第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督 **|第14条の2** 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督 する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次 の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範 囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35 超(特定幹部職員にあ つては、100分の45 超)
 - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の35 (特定幹部職員にあつ ては、100分の45)
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35 未満(特定幹部職 員にあつては、100分の45 未満)
- 2 省略

- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の79.5未満(特定幹部職 員にあつては、100分の99.5未満)
- 2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除 2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除 く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務 上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成 績率は、100分の165とする。
 - 3 省略
 - する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次 の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範 囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の37.5超(特定幹部職員にあ つては、100分の47.5超)
 - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の37.5 (特定幹部職員にあつ ては、100分の47.5)
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の37.5未満(特定幹部職 員にあつては、100分の47.5未満)
 - 2 省略

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後 の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第3条、第7条第1項及び第7条の2第2項の規定は適用せず、改正前の期末手当及び勤 勉手当の支給等に関する規則第3条、第7条第1項及び第7条の2第2項の規定は、なおその効力を有する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1154

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

īF

後

孕

特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-368)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

8 平成30年3月31日までの間、次の各号に掲げる職員の特地勤務 8 当分の間 手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条第1項の特地勤 務手当基礎額に、別表第1の級別区分欄に掲げる公署の級別に応 じ、同項に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額から、当該 各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額 を減じた額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計 額に100分の21を乗じて得た額(条例附則第15項の規定により給 与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額から、その者 の給料月額に100分の21を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た 額(最低号給に達しない場合(同項第1号に規定する最低号給に 達しない場合をいう。以下同じ。)にあつては、給料月額減額基

(1)~(3) 省略

は、当該額)とする。

11 平成30年3月31日までの間、条例第11条の3第1項に規定する 異動又は公署の移転の日において条例附則第15項の規定により給

礎額(同項第1号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下同

じ。)に100分の21を乗じて得た額)を減じた額)を超えるとき

改 īF 前

附則

、次の各号に掲げる職員の特地勤務 手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条第1項の特地勤 務手当基礎額に、別表第1の級別区分欄に掲げる公署の級別に応 じ、同項に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額から、当該 各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額 を減じた額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計 額に100分の21を乗じて得た額(条例附則第15項の規定により給 与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額から、その者 の給料月額に100分の21を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た 額(最低号給に達しない場合(同項第1号に規定する最低号給に 達しない場合をいう。以下同じ。)にあつては、給料月額減額基 礎額(同項第1号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下同 じ。)に100分の21を乗じて得た額)を減じた額)を超えるとき は、当該額)とする。

(1)~(3) 省略

11 当分の間 、条例第11条の3第1項に規定する 異動又は公署の移転の日において条例附則第15項の規定により給 与が減ぜられて支給される職員であつた者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第4条の規定にかかわらず、異動等の日の給料等の合計額に、同条第2項の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額から、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた給料月額に当該支給割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額(同日において最低号給に達しない場合にあつては、同日における給料月額減額基礎額に当該支給割合を乗じて得た額)に相当する額を減じた額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額(条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額から、その者の給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に100分の6を乗じて得た額)を減じた額)を超えるときは、当該額)とする。

与が減ぜられて支給される職員であつた者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第4条の規定にかかわらず、異動等の日の給料等の合計額に、同条第2項の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額から、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた給料月額に当該支給割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額(同日において最低号給に達しない場合にあつては、同日における給料月額減額基礎額に当該支給割合を乗じて得た額)に相当する額を減じた額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額(条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額から、その者の給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に100分の6を乗じて得た額)を減じた額)を超えるときは、当該額)とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1155

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-471)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第1(第2条関係)

中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者

別表第1	l (第	2 条	関係)

中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の	職務の級	1級	2	級	3級	4級
区分	号給	1 ///		特2級	3 ///	1 //42
	省略					
再任用	113 ~ 116	4 ,600	6 <i>4</i> 00	<u>7 ,300</u>		
教育職	117 ~ 120	4 ,700	6 500	<u>7 ,300</u>		
員以外	省略					
の教育	<u>149 ~ 152</u>		7 ,100			
職員	<u>153 ~ 156</u>		<u>7 ,100</u>			
	<u>157</u>		<u>7 ,100</u>			
省略						

職員の	職務の級	1 級	2	級	3級	4級	
区分	号給	I AX		特2級	3 #X	4 #X	
	省略						
再任用	113 ~ 116	4 ,600	6 <i>4</i> 00				
教育職	117 ~ 120	4 ,700	6 ,500				
員以外	省略						
の教育	149		7 ,100				
職員							
省略							

別表第2(第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1	級	2	級	3級	4級
再任用	省略						
教育職	141 ~ 144		5 ,000		7 ,100		
員以外	145 ~ 148		5 ,100		7 ,100		
の教育	省略						
職員							

別表第2(第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1	級	2	級	3級	4級
再任用	省略						
教育職	141 ~ 144		5 ,000				
員以外	145 ~ 148		5 ,100				
の教育	省略						
職員							

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1156

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-763)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(加算額等)

第4条 省略

- 2 省略
- 3 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 省略
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 13,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 20,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 26,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 33,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 38,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 43,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 48,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 58,000円

(権衡職員の範囲等)

第6条 省略

- 2 条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1 項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項 の規定による採用(同法第28条の2第1項の規定により退職 した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日 及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日にお けるものに限る。)をされたこと。
 - イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に 関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規 定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条 例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定

(加算額等)

第4条 省略

- 2 省略
- 3 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各 号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 省略
 - (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 12,000円
 - (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 18,000円
 - (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 24,000円
 - (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 30,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 35,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 40,000円
- (8) 1,500キロメートル以上______45,000円

(権衡職員の範囲等)

第6条 省略

- 2 条例第10条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして 人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により職員として採用されたこと(以下「復帰等」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

する職員派遣から職務に復帰したこと。

- ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法 律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により職員と <u>して採用されたこと。</u>
- (2)~(6) 省略
- (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤 する公署の移転に伴い」とあるのを「条例第10条の2第3項に 規定する国家公務員等であった者から人事交流等により引き続 き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴 い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発 生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該 当することとなる職員(人事交流等により給料表の適用を受け る職員となった者に限る。)
- (8) 省略

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛 媛県条例第48号)附則第14項の規定により読み替えられた条例第 10条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員 会規則で定める額は、26,000円とする。
- 簿

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1~7 省略

- 8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事 交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった 職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項若しくは第28条の 6 第 1 項若 しくは第2項の規定により採用された職員、外国の地方公 共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による 派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定 する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益的法人 等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12 年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員 にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は <u>「再任用」、</u>「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入 すること。
- 9~12 省略

- (2)~(6) 省略
- (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤 する公署の移転に伴い」とあるのを「条例第10条の2第3項に 規定する国家公務員等であった者から人事交流等により引き続 き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等__に伴 い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰等 」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該 当することとなる職員(人事交流等により給料表の適用を受け る職員となった者に限る。)
- (8) 省略

附則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

別記樣式(第8条、第9条関係) 単身赴任届兼単身赴任手当認定 │ **別記様式**(第8条、第9条関係) 単身赴任届兼単身赴任手当認定 籒

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1~7 省略

8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事 交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった 職員又は

外国の地方公

共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による 派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定 する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益的法人 等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12 年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員 にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は __「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入 すること。

9~12 省略

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 住居手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-459)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 改 正 (権衡職員の範囲) (権衡職員の範囲) **第5条の2** 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定め │ **第5条の2** 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定め る職員は、単身卦仟手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 る職員は、単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7

- 763) 第6条第2項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条 の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除 く。)で、同規則第6条第2項第3号に規定する満18歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅 として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員等であ つた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職 員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等 に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第 4号)第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条 第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公 益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員にあ つては当該復帰又は採用)の直前の住居であつた住宅(前条に規 定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして 人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃 を支払つているものとする。

- 763) 第6条第2項に該当する職員で、同項第3号

に規定する満18歳に達する

日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅 として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員等であ つた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職 員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等 に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第 4号)第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条 第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公 益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員にあ つては当該復帰又は採用)の直前の住居であつた住宅(前条に規 定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして 人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃 を支払つているものとする。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1157

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-805)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 īF 後

改

(手当の額等)

- 第2条 職員給与条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で │第2条 職員給与条例第17条の2第2項 定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
 - (1) 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)別 表第1中欄に掲げる職 を占める職員 次に掲げる当該職員の 占める職 に係る同表右欄に定める区分に応じ、それぞれ次に 定める額
 - ア・イ 省略
 - ウ 3種 8,500円
 - 工 4種 7,000円
 - オ 5種及び6種 6,000円
 - (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県 条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項 に規定する給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が 受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - ア・イ 省略
 - ウ 2号給から4号給まで 8,500円
 - エ 1号給 7,000円
 - (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛 県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第 1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当 該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料

(手当の額等)

の人事委員会規則で 定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。

īF

前

- (1) 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)別 表第1中欄に掲げる公職を占める職員 次に掲げる当該職員の 占める公職に係る同表右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額
 - ア・イ 省略
 - ウ 3種 8,000円
 - 工 4種 6,000円
 - オ 5種及び6種 4,000円
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県 条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項 に規定する給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が 受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - ア・イ 省略
 - ウ 2 号給から 4 号給まで 8,000円
 - 工 1号給 6,000円
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛 県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第 1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当 該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料

表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア・イ 省略
- ウ 2 号給及び 3 号給 8 500円
- 工 1号給 7,000円
- 定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号 に定める額とする.
- (1) 校長(第3号に掲げる教育職員を除く。)及び教育職員の管 理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)別表 第1右欄に定める区分が3種である教頭(同号に掲げる教育職 員を除く。) 7,000円
- ② 教頭(前号に掲げる教頭及び次号に掲げる教育職員を除 く。) 6,000円
- (3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受け る教育職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料 表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア・イ 省略
 - ウ 2号給から4号給まで 8,500円
 - 工 1号給 7,000円
- 第17条の2第3項第1号 の人事委員会規則で定める勤務は、勤 務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
- 第3条 職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で 定める額は、次の各号に掲げる前条第1項第1号の職員の占める 職に係る同号アからオまでに掲げる区分に応じ、当該各号に定め る額とする。
 - (1) 1種 6,000円
 - (2) 2種 5,000円
 - (3) 3種 4,300円
 - (4) 4種 3,500円
 - (5) 5種及び6種 3,000円
- 2 教育職員給与条例第17条の2第3項第2号の人事委員会規則で 定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 校長(前条第2項第3号に掲げる教育職員を除く。)及び教 育職員の管理職手当に関する規則別表第1右欄に定める区分が 3種である教頭(同号に掲げる教育職員を除く。) 3,500円
 - (2) 教頭(前号に掲げる教頭及び前条第2項第3号に掲げる教育 職員を除く。) 3,000円
- 3 職員給与条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同 条第2項の勤務をした前条第1項第1号の職員及び教育職員給与 条例第17条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の 勤務をした前項に掲げる教育職員には、その引き続く勤務に係る 職員給与条例第17条の2第2項又は教育職員給与条例第17条の2 第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第4条 省略

第5条 省略

表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア・イ 省略
- ウ 2 号給及び 3 号給 8,000円
- 工 1号給 6,000円
- 2 教育職員給与条例第17条の2第3項第1号の人事委員会規則で 2 教育職員給与条例第17条の2第2項 の人事委員会規則で 2 教育職員給与条例第17条の2第2項 定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号 に定める額とする.
 - (1) 校長(第3号に掲げる教育職員を除く。)及び教育職員の管 理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)別表 第1右欄に掲げる区分が3種である教頭(同号に掲げる教育職 員を除く。) 6,000円
 - ② 教頭(前号に掲げる教頭及び次号に掲げる教育職員を除 く。) 4,000円
 - (3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受け る教育職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料 表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア・イ 省略
 - ウ 2号給から4号給まで 8,000円
 - 工 1号給 6,000円
- 3 職員給与条例第17条の2第3項第1号 又は教育職員給与条例 3 職員給与条例第17条の2第2項ただし書又は教育職員給与条例 第17条の2第2項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、勤 務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 省略

第4条 省略

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1158

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則を次のように定める。

· (1) · (-) · (-) · (-)

平成27年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員)

- 第2条 平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43。以下「初任給規則」という。)別表第23から別表第30までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。)をした職員
 - (2) 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)をした職員
 - (3) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)第10条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条若しくは第16条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年愛媛県条例第59号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第10条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
 - エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定により派 遣されていた期間
 - オ 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。)をしていた期間
 - カ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - キ 病気休暇(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。)第3条第2項及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。)第4条第2項に規定する有給休暇のうち負傷又は疾病に係る休暇をいう。)又は無給休暇(職員勤務時間等条例第3条第3項及び教育職員勤務時間等条例第4条第3項に規定する無給休暇をいう。)の許可を受けていた期間
 - ク 自己啓発等休業条例第2条に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ケ 配偶者同行休業条例第1条に規定する配偶者同行休業をしていた期間
 - (4) 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。以下同じ。)を開始し、又は終了した職員
 - (5) 切替日以降に再任用職員異動(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う職員勤務時間等条例第11条第1項若しくは第2項又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。)をした職員
 - (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

- 第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(以下「複数事由該当職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員(平成26年改正条例附則第7項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。以下同じ。)以後、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。
 - (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (2) 降格をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額
 - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第6号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調

整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「改正前の職員給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表、平成26年改正条例第4条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「改正前の教育職員給与条例」という。)別表第1若しくは別表第2の給料表又は平成26年改正条例第12条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)別表第1若しくは別表第2の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(以下「切替前給料表による給料月額」という。)に、算出率(職員の給与に関する条例第4条第12項及び教育職員の給与に関する条例第8条に規定する算出率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員(アに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の職員給与条例別表第1から別表第4までの給料表の再任用職員の欄又は改正前の教育職員給与条例別表第1若しくは別表第2の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(以下「切替前の再任用給料月額」という。)
 - イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、算出率 を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(平成26年改正条例附則第9項の規定による給料の支給)

- 第4条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。
- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第5条 平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成27年3月27日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

前

改 正 後

附則

(管理職手当の特例)

4 平成30年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後の管理職手当は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

省略

別表第3(第5条関係)

1 行政職給料表

財政をかれ	□ /\	空田聊 工业
職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	125 ,100円
8 級	1 種	104 ,100円
7 級	3 種	77 ,900円
	4 種	66 800円
6 級	3 種	73 400円
	4 種	62 ,900円
	5 種	<u>52 <i>4</i>00円</u>
5 級	5 種	50 400円

2 医療職給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	122 ,000円
	3 種	97 ,100円
3 級	3 種	图008, 88

3 医療職給料表口

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	67 ,300円

4 医療職給料表回

職務の級	区分	管理職手当
7 級	1 種	102,900円
	4 種	70 200円
6 級	5 種	52 800円

別表第4(第5条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当		
9 級	1 種	108 400円		
8 級	1 種	87 ,800円		
7 級	3 種	63 800円		
	4 種	54 ,700円		
6 級	3 種	56 200円		

附則

(管理職手当の特例)

改

4 <u>当分の間</u> 、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後の管理職手当は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

正

省略

別表第3(第5条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	104 200円
8 級	1 種	94 600円
7 級	3 種	71 200円
	4 種	62 ,300円
6 級	3 種	67 ,100円
	4 種	58 ,700円
	5 種	50,300円
5 級	5 種	48 400円

2 医療職給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	110 ,900円
	3 種	88 800円
3 級	3 種	76 600円

3 医療職給料表口

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	62 800円

4 医療職給料表 🖹

職務の級	区分	管理職手当
7 級	1 種	93 ,500円
	4 種	65 ,500円
6 級	5 種	50 ,700円

別表第4(第5条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	1 種	90 ,300円
8 級	1 種	<u>79</u> <u>800円</u>
7 級	3 種	58 ,300円
	4 種	51,000円
6 級	3 種	51 400円

1				1 1			
		4 種	48 200円			4 種	45 ,000円
		5 種	<u>40 ,100円</u>			5 種	38 500円
	5 級	5 種	36,900円		5 級	5 種	35 400円
2	医療職給料表	長 (→)		2	医療職給料	表(一)	
	職務の級	区分	管理職手当		職務の級	区分	管理職手当
	4 級	1 種	102 000円		4 級	1 種	92 ,700円
		3 種	81 ,100円			3 種	74 200円
	3 級	3 種	68 400円		3 級	3 種	62 500円
3	医療職給料表	長 (二)		3	医療職給料	表(二)	
	職務の級	区分	管理職手当		職務の級	区分	管理職手当
	7 級	4 種	56 ,000円		7 級	4 種	52 200円
4	医療職給料表	長 (三)		4	医療職給料	表 (三)	
	職務の級	区分	管理職手当		職務の級	区分	管理職手当
	7 級	1 種	83 400円		7 級	1 種	75 800円
		4 種	56,900円			4 種	53 ,100円
	6 級	5 種	41 600円		6 級	5 種	39 ,900円

第2658号

附 則

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 3 月27日 発行 298